

# 文京区一般廃棄物処理基本計画

(平成 23 年度～平成 32 年度)

## 【モノ・プラン文京】

### モノ配慮社会の実現

～モノの価値を最大限に効率的に活用するリサイクル清掃事業～

平成 23 年 3 月

文 京 区

## 【目 次】

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の枠組み.....                | 1  |
| 1.1 モノ・プランとは.....              | 1  |
| 1.2 モノ・プラン改定の目的.....           | 1  |
| 1.3 本計画の位置づけ.....              | 2  |
| 1.4 計画期間.....                  | 4  |
| 第2章 リサイクル清掃事業の課題.....          | 5  |
| 2.1 地域特性からみた課題.....            | 5  |
| 2.2 3Rの課題.....                 | 7  |
| 2.3 適正処理の課題.....               | 9  |
| 第3章 基本理念・基本方針.....             | 10 |
| 3.1 基本理念.....                  | 10 |
| 3.2 基本方針.....                  | 11 |
| 第4章 計画の推進体制.....               | 12 |
| 4.1 双方向の情報交換と区民参画.....         | 12 |
| 4.2 文京区リサイクル清掃審議会.....         | 12 |
| 4.3 P D C Aサイクルによる評価.....      | 12 |
| 4.4 関係部署との連携.....              | 13 |
| 第5章 計画の目標.....                 | 14 |
| 5.1 平成21年度のごみ・資源の量推計.....      | 14 |
| 5.2 現状施策で推移した場合のごみ・資源の量.....   | 15 |
| 5.3 数値目標.....                  | 16 |
| 第6章 進捗の管理.....                 | 18 |
| 6.1 基本指標.....                  | 18 |
| 6.2 モニター指標.....                | 20 |
| 6.3 P D C Aサイクルによる進捗評価の概要..... | 21 |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第7章 目標達成のための具体的施策 ..... | 22 |
| 7.1 施策の体系 .....         | 22 |
| 7.2 主要施策 .....          | 25 |
| 7.3 個別施策 .....          | 31 |
| 7.4 基本的なごみ処理体制 .....    | 56 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 第8章 生活排水処理 ..... | 59 |
|------------------|----|

#### 資料編

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 資料1 ごみ量と資源量の推移 .....           | 61 |
| 資料2 ごみ・資源量の目標値 .....           | 64 |
| 資料3 国・都などの動向 .....             | 66 |
| 資料4 排出実態調査の結果 .....            | 72 |
| 資料5 文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿 ..... | 80 |
| 資料6 計画の策定経過について .....          | 81 |
| 資料7 語句の説明 .....                | 83 |

# 第1章 計画の枠組み

## 1.1 モノ・プランとは

平成12年4月の特別区制度改革の実現により、それまで東京都が行っていた清掃事業は、特別区に移管されました。これに伴い、文京区では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」といいます。)の第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画として、「モノ・プラン2000文京」(平成12年度～平成23年度)を平成12年3月に策定し、これに基づき、リサイクル清掃事業を実施してまいりました。

この間、平成18年4月には、区は計画の中間見直しとして、文京区リサイクル清掃審議会からの答申(「モノ・プラン2000文京」の見直しの考え方及び方向について)を踏まえ、平成18年度から平成23年度までの6年間の第2期計画期間として改定を行いました。

この計画の特徴は、区内の生産・消費活動から排出されるすべてのモノを対象としており、ごみとなる前の時点でのモノに着目して、モノの流れを把握し、PDCAサイクル(P.12「4.3 PDCAサイクルによる評価」参照)を活用しながら、発生抑制を主眼とした効果的な施策を展開することで、文京区版循環型社会である「モノ配慮社会」をめざしている点にあります。

## 1.2 モノ・プラン改定の目的

リサイクル清掃事業の実施にあたり、関係する国の指針やごみの分別区分について、ここ数年の間に大きな変化がありました。

国は平成19年6月、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の3つのガイドラインを策定しました。この中で、国は、平成17年5月に改定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、区市町村の役割とされた、

効率的な事業運営、一般廃棄物処理の有料化、住民や事業者に対する説明などを推進するための取組みを区市町村に求めています。

さらに、平成 20 年 6 月には、「ごみ処理基本計画策定指針」を改定し、環境保全を前提とした循環型社会形成のための施策を推進することを区市町村に要請しています。この改定の背景には、同年 3 月、「循環型社会形成推進基本計画」を改定したことがあります。「循環型社会形成推進基本計画」では、環境保全を前提とした循環型社会の形成をうたい、低炭素社会と自然共生社会への取組みの統合や地域循環圏の構築などを推進すること、としています。また、区市町村に各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが期待される、としています。

また、本区では、平成 20 年 10 月に、それまで不燃ごみとしていた廃プラスチックやゴム・皮革類を可燃ごみとして回収することとしました。これまで不燃ごみとして埋立処分されていた廃プラスチックやゴム・皮革類が、可燃ごみとして焼却処理されることにより、最終処分場の延命が図られ、さらに、焼却の際に発生する熱エネルギーを発電や熱源として有効利用するサーマルリサイクルが実現できました。この分別区分の変更は、基本計画策定の前提条件となるごみの量や質に大きな変化をもたらすこととなりました。

このようなりサイクル清掃事業を取り巻く状況の変化に対応し、区のりサイクル清掃事業の方向性を明らかにするため、本区は当初の予定より一年早く、新たな一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)を策定しました。

### 1.3 本計画の位置づけ

廃棄物処理法では、区市町村は生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該区市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、としています。

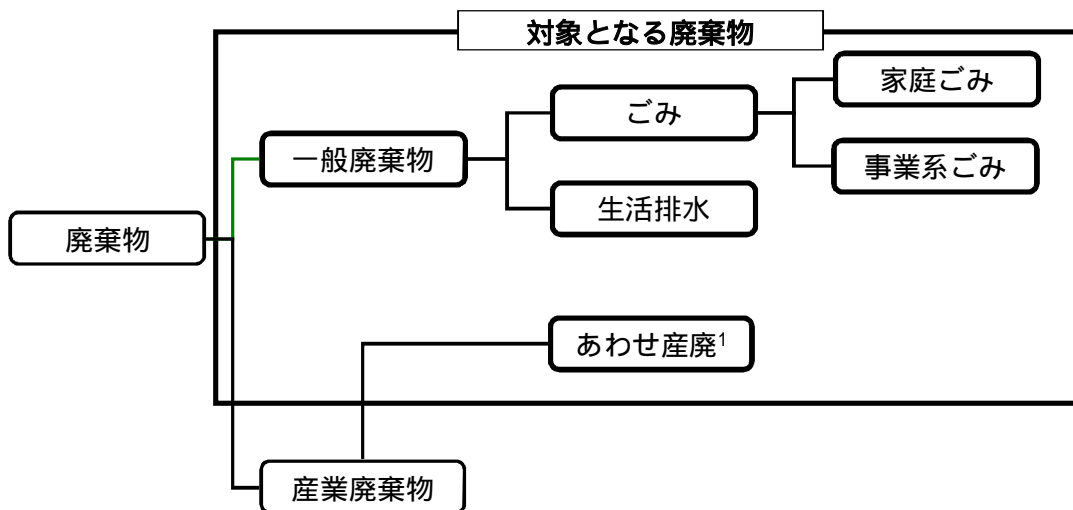
一般廃棄物処理計画は、区市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための計画であり、区市町村が自らあるいは委託して処理する一般廃棄物のほか、区市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該区市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象とします。また、一般廃

廃棄物処理計画は、長期的視点に立った区市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画であり、本区における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にし、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に示した計画です。

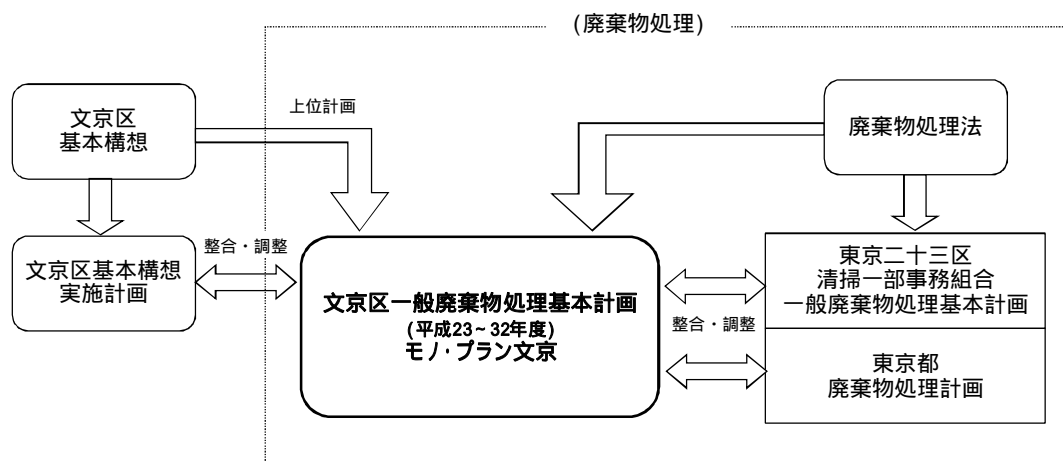
また、「文京区基本構想」を上位計画とし、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しました。

図 1-1 対象廃棄物



<sup>1</sup> 区市町村が必要性を認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理することが認められており、これを通称「あわせ産廃」といいます。区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

図 1-2 本計画の位置づけ



#### 1.4 計画期間

計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年度で見直しを行います。また、社会情勢の変化など一般廃棄物処理を巡る状況に大きな変化があった場合には、中間年度にかかわらず見直しを行います。

図 1-3 計画期間



## 第2章 リサイクル清掃事業の課題

### 2.1 地域特性からみた課題

#### 1 世帯構成

平成12年度と平成17年度の国勢調査を比較すると、単身世帯は8,627世帯増加しており、1世帯あたりの人員は1.92人と2人を割っています。この中には、地域との結びつきが比較的弱い、ワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多くいると考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの基礎的な情報を効果的に伝える方策を検討する必要があります。また、高齢社会の進展に伴って高齢者世帯も増加しており、ごみ出しが困難な高齢者を対象とした施策も必要です。

図2-1 世帯構成

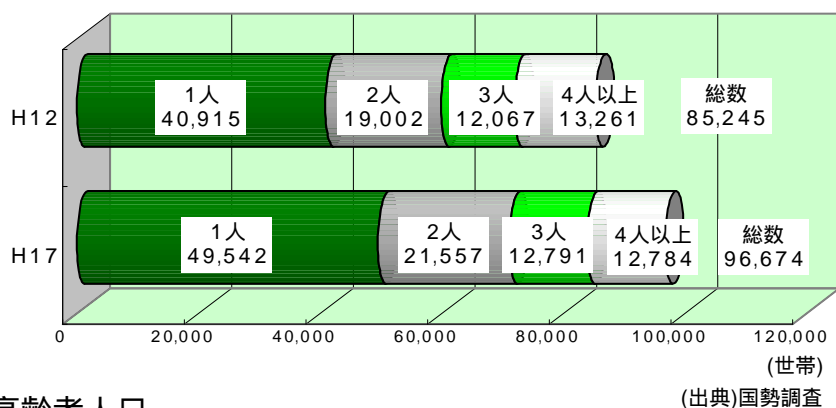
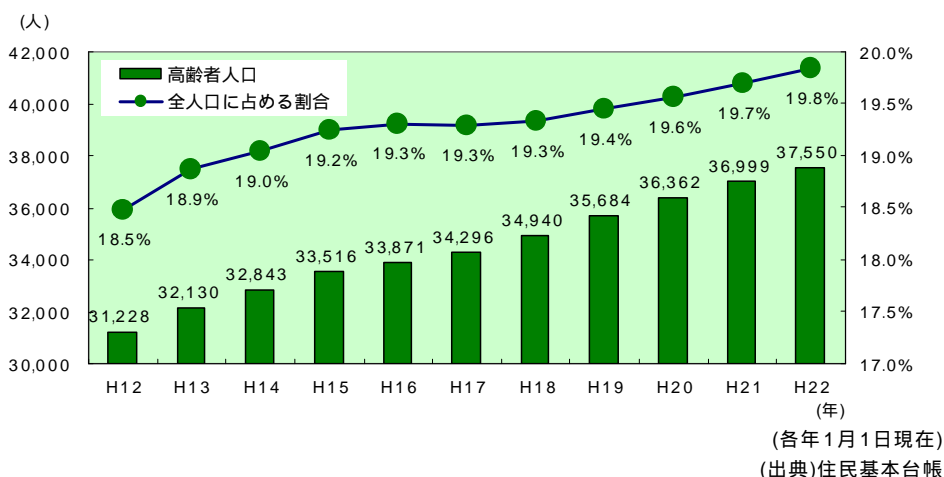


図2-2 高齢者人口

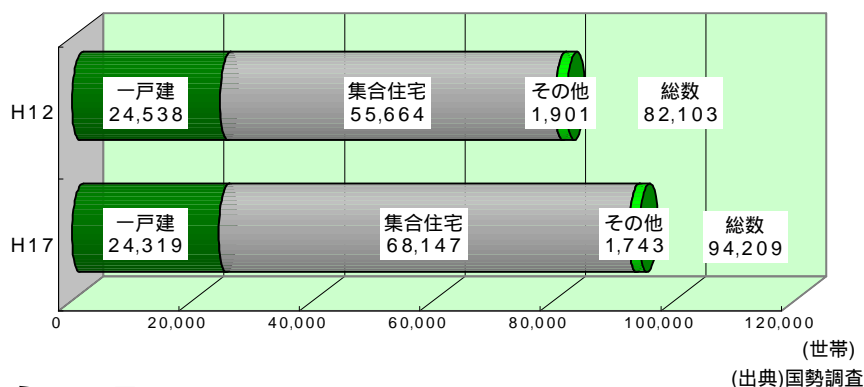




## 2 住居形態

同じく平成 12 年度と平成 17 年度の国勢調査によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯の割合は約 5 % 増加しており、7 割を超える世帯が集合住宅に居住しています。今後も集合住宅の増加が見込まれることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を検討する必要があります。

図 2-3 住居形態



## 3 地域コミュニティ

平成 20 年に実施した「ごみ・リサイクルについての区民アンケート調査」によると、本区には、例えば、熱心に集団回収に取り組むなど、地域コミュニティが活発な地域と、地域コミュニティの弱い地域が混在しています。それぞれの地域コミュニティの特性に応じた施策の検討が必要です。

## 4 事業用大規模建築物

区内には延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物が約 270 ありますが、その中で、オフィスビル、医療機関、教育機関が全体の約 8 割を占めています。これらの建築物から排出されるごみ・資源の適正排出や 3 R を推進する必要があります。

## 5 大学等教育機関

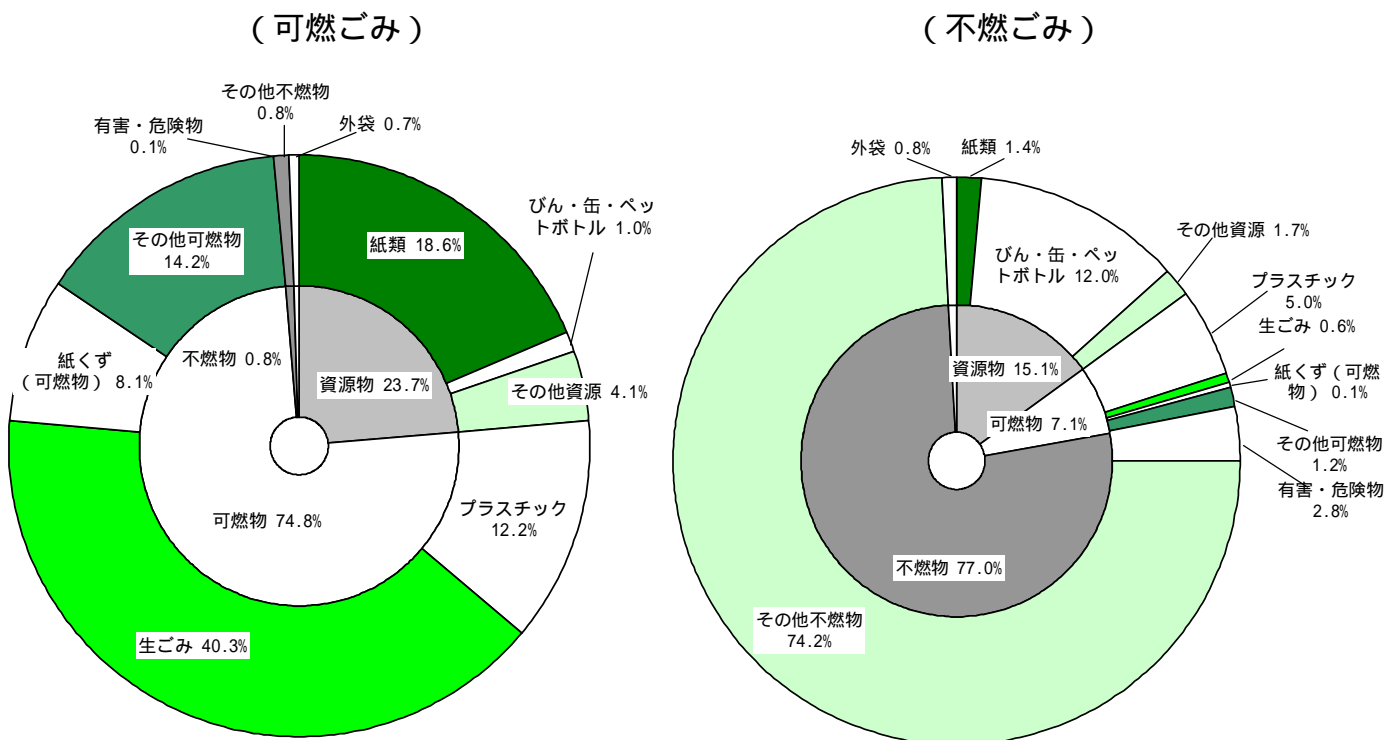
本区は、「文<sup>ふみ</sup>の京<sup>みやこ</sup>」の名が示すように、教育機関が多いことが特徴であり、特に大学の数は 18 を数えます。区内に居住する学生も多くいると考えられることから、大学と連携した学生に対する普及啓発の取組みを検討する必要があります。

## 2.2 3Rの課題

### 1 分別の不徹底

平成 21 年度に実施した「文京区家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査」から、資源として集積所で回収している古紙、びん、缶、ペットボトルが、可燃ごみ・不燃ごみ全体の約 2 割を占めることが明らかとなりました。これらの品目についてはより一層の分別の徹底が必要です。

図 2-4 平成 21 年度文京区家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査結果



### 2 生ごみ対策

上記の調査から、家庭系ごみの約 4 割は生ごみが占めていることも明らかになりました。さらなるごみ減量を推進するためには、生ごみの発生抑制やリサイクルを進めるための検討が必要です。

### 3 発生抑制・再使用の推進

循環型社会形成推進基本法では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するために必要な対策として優先順位を定めています。このうち優先順位の高い、「発生抑制」や「再使用」についての区民<sup>2</sup>や事業者の取組みは一定程度は進んでいるものの、まだ十分とはいえません。区民等<sup>3</sup>の自主的な取組みを支援するため、普及啓発を効果的に進める方策の検討が必要です。

#### 循環型社会形成推進基本法

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を推進するために定められた法律です。

循環型社会を構築するにあたっての国、区市町村、事業者及び国民のそれぞれの役割や、取組みを進めるにあたっての基本原則等が示され、事業者の拡大生産者責任(P.32 コラム参照)について規定しています。また、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という優先順位を定めています。

循環型社会形成推進基本法に基づいて、社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年に第1次循環型社会推進基本計画が、平成20年に第2次循環型社会推進基本計画が定められています。

<sup>2</sup> 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。

<sup>3</sup> 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいいます。

## 2.3 適正処理の課題

### 1 一般廃棄物処理に係る環境負荷の抑制

3 R は、循環型社会形成に向けて重要な要素です。しかし、持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、その前提条件としてごみの適正処理が重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスの排出だけでなく騒音や悪臭などを含めた総合的な環境負荷を抑制する努力が必要です。

### 2 ごみ出しマナーの改善

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対して大きく影響します。また、このことにより、地域社会でトラブルになることも見受けられます。ごみ出しマナーの改善のために、相談・指導その他の対策を講じる必要があります。

### 3 一般廃棄物処理に係る責任・負担の適正化

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」としており、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするといった自己処理が原則です。区は、有料で事業系一般廃棄物の一部の処理を行っています。その処理コストの一部は区の負担となっています。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

## 3 R とは

リデュース(Reduce = ごみの発生抑制)、リユース(Reuse = 再使用)、リサイクル(Recycle = 再資源化)の3つの頭文字をとったものです。これにリフューズ(Refuse = ごみになるものを断る)や、リペア(Repair = 修理)を加えて「4 R」、「5 R」という場合もあります。ちなみに、『MOTTAINAI』(もったいない)を世界の共通語として広め、ノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイさんは、自然や物に対する尊敬や敬意を表すため、4つめのRとしてリスペクト(Respect = 尊厳・敬意)を提唱しています。

## 第3章 基本理念・基本方針

### 3.1 基本理念

#### モノ配慮社会の実現

- モノの価値を最大限に効率的に活用するリサイクル清掃事業 -

本区では、大量消費、大量廃棄社会から脱却し、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組みを優先的に進めることにより適正な循環が保たれた「モノ配慮社会」をめざすという考え方のもとに、一般廃棄物処理基本計画を策定し、事業を推進しているところです。

最近では、循環型社会を実現していくためには環境と経済の両立が重要といわれており、環境と経済の両面を表す指標として、資源生産性<sup>4</sup>という言葉が使われるようになってきました。資源生産性とは、より少ない資源の投入量で効率的に価値を生み出そうという考え方です。

私たちの生活はモノを消費することによって成り立っていますが、モノを消費すればするほど環境負荷が高まってしまいます。環境負荷を少なくしながら、生活の利便性を享受していくためには、モノの価値を最大限に活用することが必要となります。そのため、3Rや適正処理を通じて、資源生産性を高め、モノの価値を最大限に活用することがリサイクル清掃事業に求められています。

その一方で、3Rや適正処理を実施するためには費用が発生します。限られた財源で効率的に3Rや適正処理を推進し、環境負荷の低減を実現していくためには、費用対効果についても考慮する必要があります。

これらのことから、本区においては、これまでの計画の考え方を引き継ぎつつ、次のような基本方針に基づいて事業を推進します。

<sup>4</sup>投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会基本計画では、GDP（国内総生産）を天然資源等投入量（国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量）で割ることによって算出しています。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDPを生み出すよう、資源生産性の増加が望まれます。（出典：平成21年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）

## 3.2 基本方針

モノの価値を最大限に効率的に活用するリサイクル清掃事業を実現するため、文京区では、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

### 基本方針 1

**生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。**

区は、状況に応じた収集運搬体制の構築、環境負荷を低減するための中間処理の推進、最終処分量の最小化といったリサイクル清掃事業を円滑に推進し、生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。

### 基本方針 2

**区民等と協働して発生抑制と再使用に重点を置いた3Rを推進します。**

区は、区民等の理解と協力を得ながら、協働して発生抑制と再使用に重点を置いた3Rを推進します。そのために、区は、区民等が主体的に取り組むことができるよう、環境整備に努めます。

### 基本方針 3

**効率的なリサイクル清掃事業を推進します。**

区は、リサイクル清掃事業の実施に際しては、ごみの減量や処理と費用のバランスをとりながら、効率的にリサイクル清掃事業を運営します。

## 第4章 計画の推進体制

### 4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を推進するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等の立場に立ち、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画することができるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、前計画から明確に位置づけられている区民参画の考え方にに基づき、今後も引き続き、積極的な区民参画を図ります。

また、モノ配慮社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう育成支援します。

### 4.2 文京区リサイクル清掃審議会

区では平成16年12月に「文京区リサイクル清掃審議会」を設置しました。この審議会は区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申として取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。区は審議会との連携を重視しながら円滑な事業展開を図ることとします。

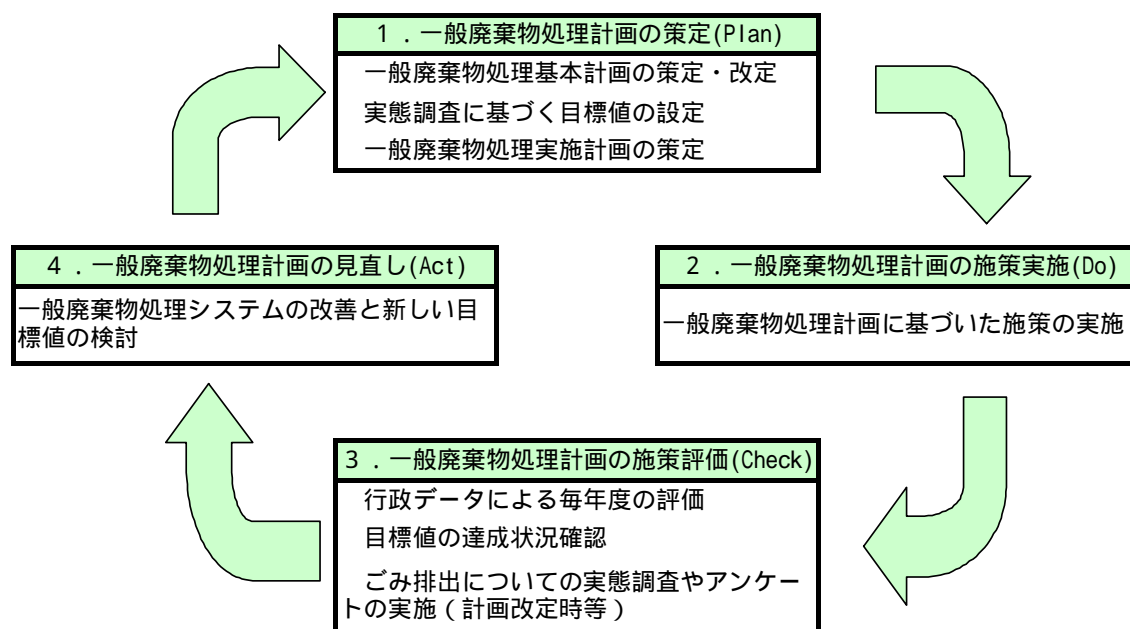
### 4.3 PDCAサイクルによる評価

本計画では、計画策定(Plan) 施策実施(Do) 施策評価(Check) 見直し(Act)というPDCAサイクルにより、毎年度の進捗状況を評価し、その結果によって実施施策を臨機応変に見直していくこととします。

平成 18 年度からは、区内の事業所から発生する持込ごみ<sup>5</sup>量が把握できるようになるなど、行政データ<sup>6</sup>が従前より充実してきました。そこで、この行政データを活用して毎年度の評価を行います。また、一般廃棄物処理基本計画の改定時や分別に大きな変更が生じた場合には、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行い、調査結果を評価に活用します。

評価に際しては、区民の意見を幅広く施策に反映させるため、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。

図 4-1 P D C A サイクル



#### 4.4 関係部署との連携

区と区民等が連携してリサイクル清掃事業を推進するためには、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力が不可欠です。施策の実施に際しては関連部署との連携を図るとともに、庁内のごみ減量活動等については全部署が一体となって取り組みます。

<sup>5</sup>ごみの排出事業者が清掃工場などに自らあるいは許可業者に委託して搬入するごみです。

<sup>6</sup>毎年、文京区が把握しているデータで、ごみ量としては区収集ごみ量、持込ごみ量、資源量としては集団回収量、集積所回収量、拠点回収量です。



## 第5章 計画の目標

### 5.1 平成21年度のごみ・資源の量推計

平成21年度に実施した「文京区家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査」、「区民アンケート調査報告書」、「事業所アンケート調査報告書」(以下、「平成21年度排出実態調査」といいます。)、行政データなどから推計した平成21年度のごみ・資源の量推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量で表したものの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日あたりのグラム数で表したものです。

表5-1 平成21年度のごみ・資源の量推計

|    |            | 年間ごみ・資源量(t/年) |        |        | 1人1日あたりの家庭系の量(g/人日) |
|----|------------|---------------|--------|--------|---------------------|
|    |            | 家庭系           | 事業系    | 合計     |                     |
| ごみ | 区収集可燃ごみ    | 28,211        | 14,072 | 42,283 | 393.0               |
|    | 区収集不燃ごみ    | 1,651         | 785    | 2,436  | 23.0                |
|    | 粗大ごみ       | 1,360         | -      | 1,360  | 18.9                |
|    | 持込ごみ       | -             | 24,785 | 24,785 | -                   |
|    | 合計         | 31,222        | 39,642 | 70,864 | 434.9               |
| 資源 | 集積所回収      | 7,616         | -      | 7,616  | 106.1               |
|    | 集団回収       | 6,210         | -      | 6,210  | 86.5                |
|    | 拠点回収(行政回収) | 187           | -      | 187    | 2.6                 |
|    | 店頭回収(自主回収) | 85            | -      | 85     | 1.2                 |
|    | 新聞販売店回収    | 180           | -      | 180    | 2.5                 |
|    | 自己処理       | 102           | -      | 102    | 1.4                 |
|    | 事業系リサイクル   | -             | 24,399 | 24,399 | -                   |
|    | 合計         | 14,380        | 24,399 | 38,779 | 200.3               |

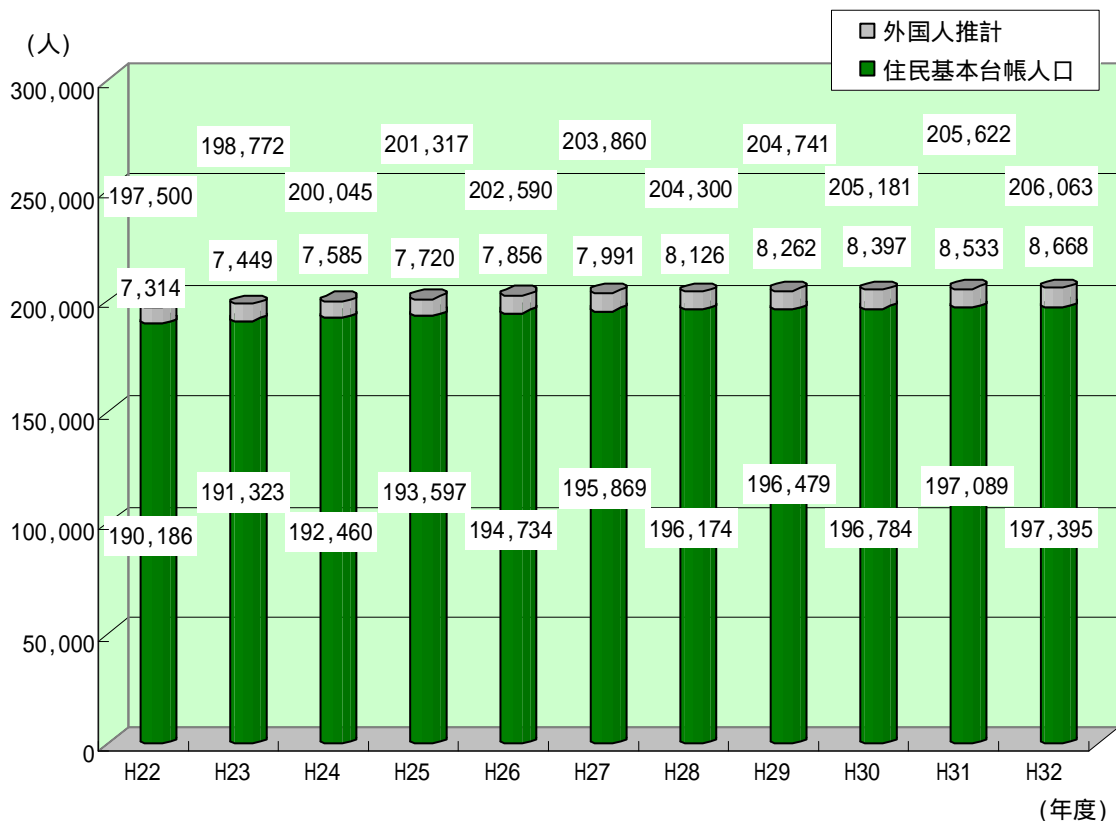
## 5.2 現状施策で推移した場合のごみ・資源の量

### 1 人口推計

本区では「人口推計調査報告書」(平成 21 年 3 月)において人口推計を実施し、住民基本台帳を基本として長期推移型(人口増加傾向が緩やかに収束するパターン)と短期推移型(人口増加傾向が近々収束するパターン)を推計しています。外国人人口については、実績値の推移を基に推計しています。

本計画では、住民基本台帳人口は長期推移型の推計値を、外国人人口は平成 13 年～平成 21 年の伸び率で今後も増加すると仮定した推計値を用いて、将来人口とします。

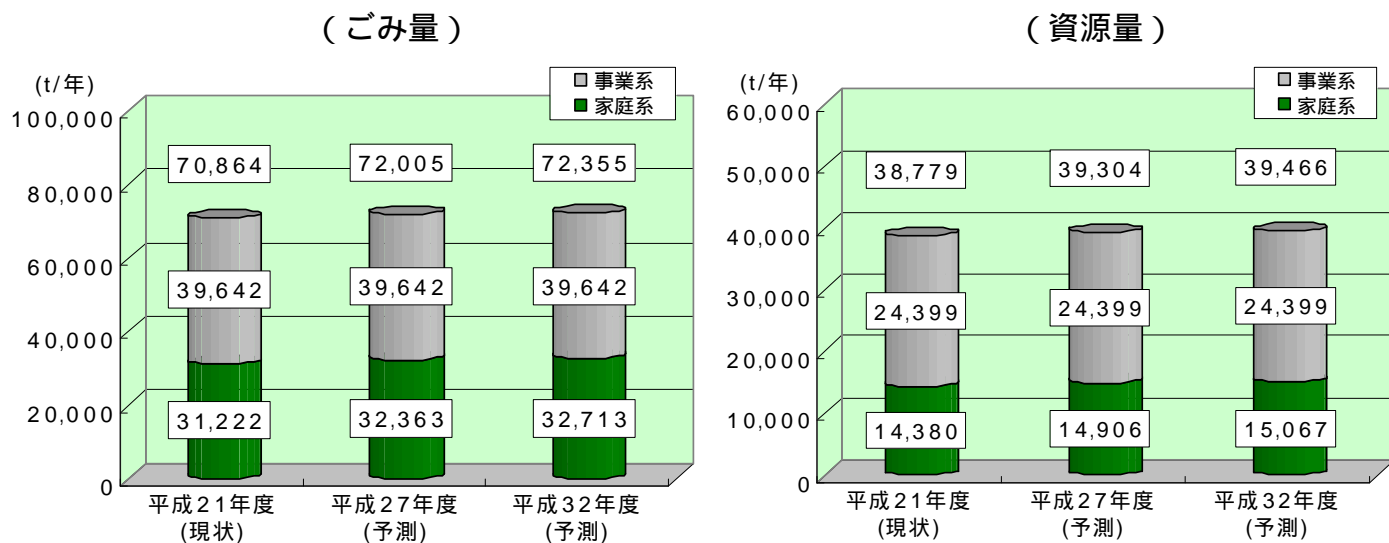
図 5-1 推計に用いる将来人口



## 2 ごみ・資源量の推移

現状施策で推移した場合のごみ・資源量は、家庭系については人口に比例するとして推計しました。事業系については現状の量で推移するとして推計しました。

図 5-2 現状施策で推移した場合のごみ・資源の量



## 5.3 数値目標

### 1 数値目標

平成 32 年度に向けたごみ量・資源量の数値目標を下記に示します。

#### ごみ量

平成 32 年度に平成 21 年度比で約 20%削減  
 (平成 32 年度目標ごみ量 57,592 t/年)

#### 資源回収量

平成 32 年度に平成 21 年度比で約 10%増加  
 (平成 32 年度目標資源量 43,047 t/年)

## 2 数値目標達成のための取組み

数値目標を達成するため、次のとおりごみ・資源の排出量削減やごみに含まれる資源のリサイクルに取り組みます。

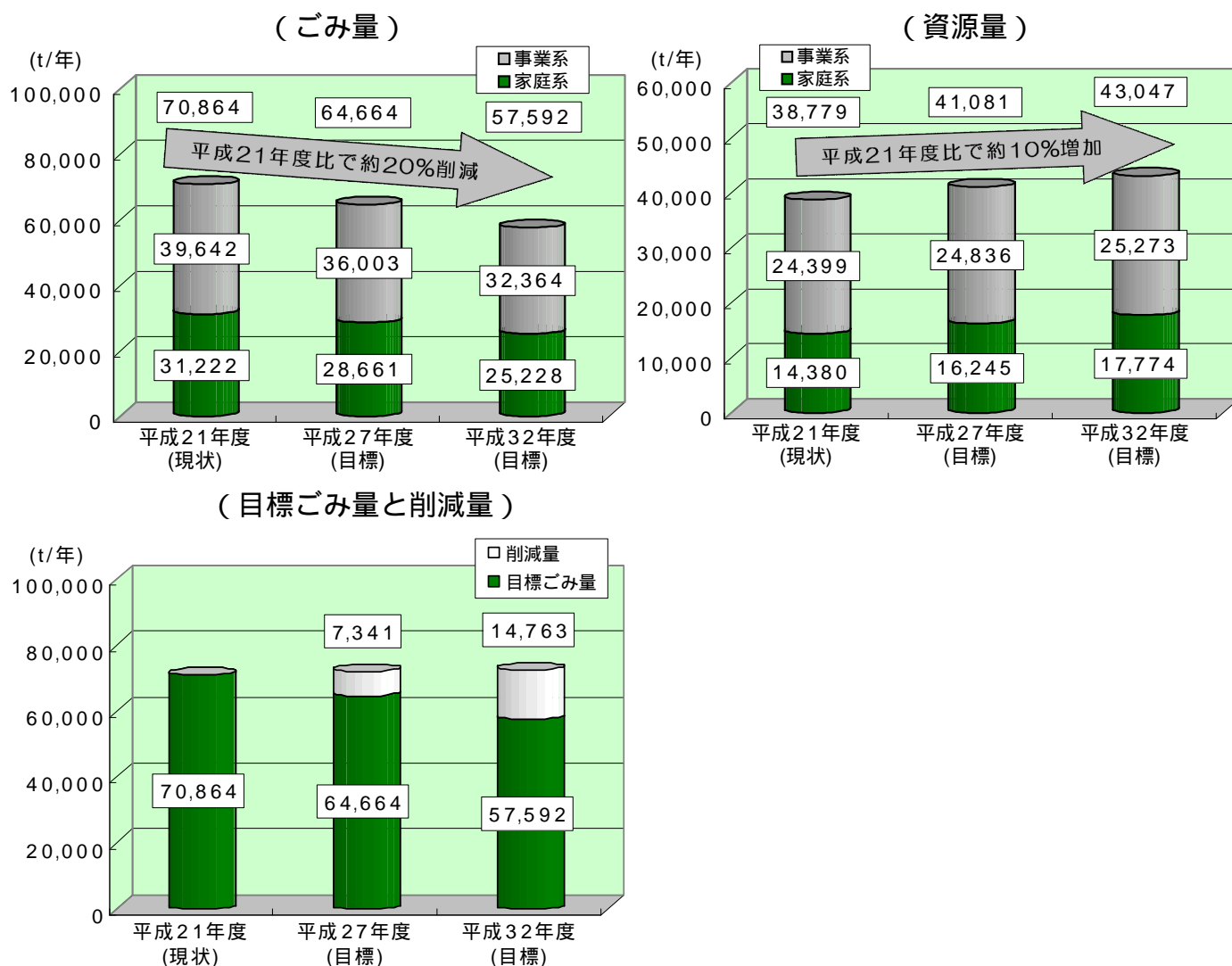
### 発生抑制・再使用の推進

発生抑制・再使用によりごみ・資源の排出量を平成 23 年度から毎年度 1%ずつ削減し、平成 32 年度には 10%の削減をめざします。

### リサイクルの推進

リサイクル可能な古紙、びん、缶、ペットボトルが、家庭ごみの中には約 5,700t/年、また、事業系ごみの中には約 4,700t/年含まれています。これらごみに含まれる資源物のうち、平成 27 年度には 35%を、平成 32 年度には 70%をリサイクルすることをめざします。

図 5-3 ごみ・資源量の目標値



## 第6章 進捗の管理

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用います。基本指標は、具体的な目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

### 6.1 基本指標

#### 1 基本指標と目標値

基本指標として次の4つの指標で進捗状況を管理します。なお、事業所は、規模や業種が多様であり、一般廃棄物の排出の状況も一様ではありません。そのため、1事業所あたりのごみ量として目標値を設定することができないので、文京区内の事業系ごみの総量を管理することとします。

表6-1 基本指標

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 基本指標 | 区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量(g/人日) |
|      | 家庭系リサイクル率(%)            |
|      | 事業系ごみ量(万t/年)            |
|      | 事業系リサイクル率(%)            |

図5-3で示した目標値のうち、中間及び最終目標年度の基本指標の目標値を表6-2に示します。

表 6-2 中間及び最終目標年度の基本指標の目標値

|        |                             | 平成21年度<br>推計値 | 平成27年度<br>(中間目標値) | 平成32年度<br>(最終目標値) |
|--------|-----------------------------|---------------|-------------------|-------------------|
| 基本指標 1 | 区民1人1日あたりの<br>家庭ごみ排出量(g/人日) | 435           | 385               | 335               |
| 基本指標 2 | 家庭系リサイクル率(%)                | 32%           | 36%               | 41%               |
| 基本指標 3 | 事業系ごみ量(万t/年)                | 4.0           | 3.6               | 3.2               |
| 基本指標 4 | 事業系リサイクル率(%)                | 38%           | 41%               | 44%               |

## 2 進捗状況の管理

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、毎年度 4 つの基本指標を算定し、中間及び最終目標年度の目標値と比較をすることで進捗状況を管理します。

表 6-3 進捗状況を管理するためのデータと仮定値

|                        |  |
|------------------------|--|
| 行政<br>デー<br>タ          | 区収集による可燃ごみ量  |
|                        | 区収集による不燃ごみ量  |
|                        | 粗大ごみ量  |
|                        | 持込ごみ量  |
|                        | 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量(集団回収、集積所回収、拠点回収の合計値)                         |
|                        | 事業用大規模建築物における再利用量(リサイクル量)  |
| 仮<br>定<br>値<br>(<br>*) | 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合  |
|                        | 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合  |
|                        | 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量に対する区が把握できない家庭系リサイクル量(新聞販売店回収、店頭自主回収、自己処理)の割合 |
|                        | 事業用大規模建築物の再利用量(リサイクル量)に対する小規模事業所の事業系リサイクル量の割合                      |

\*：一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査による推計値。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。

## 6.2 モニター指標

モニター指標は、環境負荷に関する指標、コストに関する指標、施策の進捗に関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 環境負荷に関する指標  | 最終処分量                    |
|             | 収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量 |
| コストに関する指標   | 人口 1 人あたり年間処理経費          |
|             | ごみ・資源 1 tあたり年間処理経費       |
| 施策の進捗に関する指標 | 集団回収活動実践団体数              |
|             | 講座や講演会に参加した人数            |
|             | 廃棄物管理責任者講習会への参加人数 など     |

### 6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表 6-5 にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。なお、一般廃棄物処理基本計画の改定時や分別の大きな変更があった時にはごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民1人1日あたりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表 6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

|           | 毎年度                                    | 一般廃棄物処理基本計画改定時                                    |
|-----------|--|---|
| 点検・評価の方法  | 行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。         | ごみの組成割合や区民1人1日あたりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。 |
| 点検・評価の主体  | 担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。 |   |
| 点検・評価の項目  | 基本指標                                   | 左記に次の項目を追加します。                                    |
|           | 区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量(g/人日)                | ごみ・資源のフロー   |
|           | 家庭系リサイクル率(%)                           | 家庭系収集ごみ量  |
|           | 事業系ごみ量(万t/年)                           | 事業系収集ごみ量  |
|           | 事業系リサイクル率(%)                           | ごみへの資源物の混入量                                       |
|           | モニター指標                                 | 区が収集・関与するリサイクル量                                   |
|           | 最終処分量                                  | 区民の意識・意向  |
|           | 収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量               | 事業者の意識・意向   |
|           | 人口1人あたり年間処理経費                          | 新たな施策の環境負荷評価                                      |
|           | ごみ・資源1tあたり年間処理経費                       | 新たな施策のコスト評価                                       |
|           | 集団回収活動実践団体数                            |   |
|           | 講座や講演会に参加した人数                          |   |
|           | 廃棄物管理責任者講習会への参加人数など                    |   |
| 見直し・改善の方法 | 一般廃棄物処理実施計画に反映します。                     | 一般廃棄物処理基本計画に反映します。                                |
| 情報公開      | 区民に対して情報公開します。                         |   |



# 第7章 目標達成のための具体的施策

## 7.1 施策の体系

**太枠**は、目標達成のための主要施策を示します。

|                          |                               |                                  |
|--------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 1<br>区民を対象とした普及啓発・協働の推進  | (1)情報の提供                      | 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布             |
|                          |                               | 区報ぶんきょう・ホームページ・チラシでの周知・啓発        |
|                          |                               | <b>3 R 推進啓発誌の発行</b>              |
|                          |                               | 児童向けパンフレット作成・配布                  |
|                          |                               | キャラクターの活用                        |
|                          |                               | リサイクル推進協力店のPR                    |
|                          | (2)イベント等の開催や環境学習の場の提供         | 事業者の自主回収の情報提供                    |
|                          |                               | <b>インターネットや電子メールの活用の検討</b>       |
|                          |                               | <b>文京エコ・リサイクルフェアの開催</b>          |
|                          |                               | <b>ステージ・エコ(フリーマーケット)の開催</b>      |
| <b>モノ・フォーラム文京の開催</b>     |                               |                                  |
| <b>文京エコカレッジの開催</b>       |                               |                                  |
| 団体育成支援自主講座の開催            |                               |                                  |
| 団体育成支援バス見学会の開催           |                               |                                  |
| 集団回収実践団体バス見学会の開催         |                               |                                  |
| <b>エコ先生の特別授業の実施</b>      |                               |                                  |
| (3)地域活動団体等との連携           | <b>ふれあい講座(区内小学校・幼稚園等)の実施</b>  |                                  |
|                          | 児童向けパンフレット作成・配布(再掲)           |                                  |
|                          | 各種イベントでのPRの実施                 |                                  |
|                          | <b>地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援</b> |                                  |
| 2<br>事業者を対象とした普及啓発・協働の推進 | (1)情報の提供                      | 不動産関連団体、大学との連携                   |
|                          |                               | <b>集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発</b> |
|                          |                               | <b>関係団体間のネットワーク形成のための取組み</b>     |
|                          |                               | 3 R 推進活動表彰制度の検討                  |
|                          |                               | 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布(再掲)         |
|                          |                               | 区報ぶんきょう・ホームページ・チラシでの周知・啓発(再掲)    |
|                          | (2)事業者との連携                    | 学校ごみダイエットマニュアルの活用                |
|                          |                               | 医療廃棄物適正処理パンフレットの作成・配付            |
|                          |                               | <b>先進的な取組み事例の紹介</b>              |
|                          |                               | イベント等での3 R 推進事業の検討               |
| (2)事業者との連携               | リサイクル推進協力店の認定                 |                                  |
|                          | <b>事業者に対する表彰制度の検討</b>         |                                  |

|                |                |  |   |
|----------------|----------------|--|---|
| 3<br>家庭系の3Rの推進 | (1) 集団回収の拡充    | <b>地域活動団体等への働きかけ</b><br><b>集団回収実践団体・回収業者への支援</b><br>集団回収と集積所回収の統合の調査・研究<br>集団回収実践団体への感謝状贈呈<br>集団回収実践団体バス見学会の開催（再掲）   |   |
|                | (2) 資源回収の拡充    | 資源回収の実施<br><b>拠点回収拡充の検討</b><br>資源の持ち去り対策<br><b>雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発</b><br><b>「ミックスペーパー」回収の調査・研究</b><br>粗大ごみの資源化<br>事業者の自主回収との連携<br>新たな回収品目の検討<br>プラスチック製容器包装の集積所回収検討 |   |
|                | (3) 生ごみ減量活動の推進 | <b>生ごみ減量リーフレットの作成</b><br>コンポスト容器の斡旋<br><b>生ごみ減量講座の開催</b><br><b>エコ・クッキングの推進</b><br><b>生ごみ交流会の開催</b><br><b>生ごみリサイクルシステムの検討</b>                                       |   |
|                | (4) 再使用の推進     | <b>ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）</b><br><b>地域でのフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出</b><br><b>生活用品の再活用への検討</b><br>生活用品の修理ショップ等の情報提供   |   |
|                | 4<br>事業系の3Rの推進 | (1) 大規模事業所の3R推進  | <b>事業用大規模建築物の所有者への指導</b><br><b>事業用大規模建築物の対象範囲拡大の検討</b><br><b>食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ</b><br>廃棄物管理責任者講習会の実施<br>再生品利用の働きかけ                        |
|                |                | (2) 小規模事業所の3R推進  | リ<br>Rサークルオフィス文京の普及<br>産業別リサイクルの支援<br>生ごみ減量の推進  |
|                |                | (3) 区の率先した取組みの推進   | 職員のマイ箸・マイカップ・エコバッグ持参行動の推進<br>分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底<br>課内不用品の有効活用<br>除籍図書を活用<br>区施設における再生品の積極的な利用<br>公共工事における再生品の積極的な利用<br><b>区施設内の生ごみリサイクルの実施</b> |

|                |                   |  |
|----------------|-------------------|--|
| 5<br>適正処理の推進   | (1)適正な収集体制の維持     | 効率的な収集体制の構築<br>高齢者等を対象とした訪問収集（おせっかい収集隊）<br>防鳥ネットの貸出<br>動物死体の処理<br>環境負荷の少ない収集車両の導入<br>不燃ごみ中継事業の千代田区への委託<br>あわせ産廃の収集<br>不法投棄対策                         |
|                | (2)区で収集しない廃棄物への対応 | 家電リサイクル法対象品目への対応<br>家庭用パソコンへの対応<br>事業者の自主回収との連携（再掲）<br>適正処理困難物への対応   |
|                | (3)適正排出の推進        | 有料ごみ処理券の適正貼付指導<br><b>事業用大規模建築物の所有者への指導（再掲）</b><br>在宅医療廃棄物への対応<br>医療廃棄物適正処理パンフレットの作成・配付（再掲）<br><b>ふれあい指導の実施</b><br>有害ごみ・危険物対策<br><b>集合住宅への指導体制の強化</b> |
|                | (4)事業系ごみの自己処理の促進  | <b>集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討</b><br>事業系ごみ収集の事前登録及び集積所収集廃止の調査・研究<br>一般廃棄物処理業者の斡旋<br>一般廃棄物処理業者への許可・指導事務  |
|                | (5)中間処理・最終処分      | 東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理<br>中間処理による減容化・資源化<br>最終処分の都への委託<br>最終処分場の延命化   |
|                | (6)災害時の対応         | 地域防災計画（ごみ・し尿・がれき等処理計画）に基づいた対応<br>災害時等を想定した配車訓練の実施  |
| 6<br>運営管理体制の充実 | (1)双方向の情報交換と区民参画  | リサイクル清掃審議会の運営<br><b>地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援（再掲）</b><br><b>関係団体間のネットワーク形成のための取組み（再掲）</b><br><b>リサイクル推進サポーター活動の充実</b><br>意見交換会の開催                       |
|                | (2)国等への要望         | 製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請<br>エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請<br>容器包装リサイクル法改正の働きかけ  |
|                | (3)行政内部での連携       | 他部署との連携  |
|                | (4)処理費用負担の検討      | 家庭ごみ有料化の検討<br>事業系ごみ処理手数料の改定  |
|                | (5)情報の公開          | ごみ・資源量、処理コストの情報公開  |

## 7.2 主要施策

### 1 事業系ごみ対策【基本方針1・2・3】

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理しなくてはならず、排出にあたっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則となっています。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則という観点から、事業活動により生じるごみ・資源の減量や再利用に努めることとされています。

特に、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者は、ごみや資源の排出量の実績報告や排出計画を報告するため、区に「事業用大規模建築物における再利用計画書」(以下、「再利用計画書」といいます。)を毎年提出することが条例で義務づけられています。この再利用計画書の情報を基に、区は立入指導を実施し、事業系ごみの3Rや適正処理の推進を図っているところです。

今後は、自己処理の拡大やごみ・資源に対する意識を高める観点から、再利用計画書を提出する事業用大規模建築物の対象範囲を現行の延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上から 1,000 m<sup>2</sup>以上に拡大し、積極的かつ幅広い指導を行っていきます。拡大にあたっては、新たに提出の対象となる建築物の所有者に対して、再利用計画書についての理解を求めながら周知徹底を図るとともに、再利用計画書の提出が円滑に行われるよう、新たな様式の制定等について検討していきます。

一方、ごみ・資源の排出量が日量 50kg 未満又は従業員 20 人以下の小規模な事業所で、業者委託による自己処理が困難な場合には、有料ごみ処理券を貼って区の集積所へ排出することが認められています。現在、区内の多くの事業所から排出されるごみ・資源は、この基準に従って区の集積所に出されており、その処理費用の一部は区の負担となっています。

この日量 50kg 未満という基準は、23 区以外の地方自治体に比べて緩やかなものとなっています。そこで、自己処理の拡大や区のごみ・資源の処理に要する費用の削減といった観点から、例えば、排出基準の日量又は収集 1 回あたり 10kg 未満への引き下げや、集積所を利用する事業者の事前

登録制といった方策の導入について、調査・研究を行います。

また、一般廃棄物処理業者に関する情報を整備し、新たに自己処理を行う事業者にわかりやすく情報提供を行い、自己処理への移行が円滑に進むような支援も実施します。

#### 事業系ごみを対象とした主な事業

- 先進的な取組み事例の紹介
- 事業者に対する表彰制度の検討
- 事業用大規模建築物の所有者への指導
- 事業用大規模建築物の対象範囲拡大の検討
- 集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討

## 2 生ごみ減量の検討【基本方針1・2】

家庭から排出されるごみの約4割は生ごみです。このため、生ごみの減量は区のごみ減量にとって、重要な課題です。

生ごみの減量には、「買いすぎない」、「作りすぎない」、「食べ残さない」といった発生抑制が重要と考えられます。そこで、賞味期限切れの食品や食べ残しが少なくなるような消費行動の重要性を訴えたり、調理くずが少なくなる調理方法を紹介する講習会を開催することで、生ごみの発生抑制に努めます。

#### 生ごみ減量塾



その上で、発生した生ごみについては、コンポスト容器や生ごみ処理機によるリサイクルによって減量することが可能です。特に、コンポスト容器等から発生する一次処理物については、庭やプランターで肥料として利用したり、堆肥化することが期待されます。そこで、このような生ごみの自家処理やリサイクルについても普及啓発をさらに進めていきます。

ただし、コンポスト容器等による一次処理物は、肥料等に活用されないままごみとして捨てられることもあるため、区内の生ごみリサイクルに取り組む団体と協力し、一次処理物を活用する仕組みについて調査・研究を行います。

また、このような生ごみの発生抑制やリサイクルについてまとめたリーフレットを新たに作成し、普及啓発に努めます。

さらに、シビックセンターや区施設においても生ごみの発生量は少なく、区として減量に率先して取り組む必要があります。現在、シビックセンター内で発生した生ごみの一部を乾燥処理し、堆肥化業者に引き渡すといったリサイクルを実施しているほか、一部の区立小・中学校、保育園にも生ごみ処理機を設置しているところですが、今後、さらに効果的な生ごみの減量・リサイクルの推進に向けて、関連部署が連携して検討します。

#### **生ごみ減量のための主な事業**

- 生ごみ減量リーフレットの作成
- 生ごみ減量講座の開催
- エコ・クッキングの推進
- 生ごみ交流会の開催
- 生ごみリサイクルシステムの検討
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- 区施設内の生ごみリサイクルの実施

### 3 分別の徹底に向けた取組み【基本方針2・3】

平成 21 年度に実施した家庭ごみの組成分析調査では、家庭から出される可燃ごみの 23.7%、不燃ごみの 15.1%がリサイクル可能な資源であったとされ、このことから、資源の分別の徹底がごみ減量やリサイクル率向上に不可欠といえます。特に、紙袋、紙箱、包装紙、パンフレットなどのいわゆる雑がみは、他の資源に比べてごみとして出される割合が高くなっているため、リサイクル率が低くなっています。

これまでも、雑がみの排出方法に重点を置いた周知を行ってきましたが、

雑がみの資源としての認知度がまだ低いと考えられるため、今後は、雑がみの存在を広く知ってもらえるような、効果的かつ積極的な普及啓発を実施していきます。

さらに、現在は雑がみの対象とならないレシート等の感熱紙や伝票等のカーボン紙、ビニールでコーティングされた紙等も含んだ「ミックスペーパー」も、技術革新に伴いリサイクルが可能となりつつあります。このため、回収運搬や資源化にかかるコスト等も鑑みながら、「ミックスペーパー」の回収及びリサイクルについて、今後、調査・研究を行っていきます。

また、古紙類やびん、缶、ペットボトルといった資源のごみへの混入を防ぐため、分別徹底のPRを積極的に行うとともに、分別マナーの悪いごみに警告シールを貼付して取り残しを行ったり、ふれあい指導による巡回指導の強化に取り組みます。

#### **分別の徹底を推進するための主な事業**

- 拠点回収拡充の検討
- 雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発
- 「ミックスペーパー」回収の調査・研究
- ふれあい指導の実施
- 集合住宅への指導体制の強化

#### 4 地域活動団体等との連携及び育成支援【基本方針1・2】

ごみ減量や3Rを推進し、モノ配慮社会を実現するためには、地域活動団体やNPOなどの役割が重要です。区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう育成支援します。

現在、区内では、町会・自治会、子ども会、PTA、マンション管理組合などの多くの地域活動団体が民間の回収業者と契約し、自主的なリサイクル活動を行う集団回収活動に取り組んでおり、区はさまざまな活動の支援を行っています。今後も、こうした支援を引き続き行うとともに、まだ集団回収活動に取り組んでいない地域活動団体に対しても参加の働きかけ

を行い、集団回収のさらなる拡充に努めます。

また、区内には、ステージ・エコ実行委員会、NPO法人緑のごみ銀行、リサイクルイン文京、NPO法人文京区消費者の会など、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる団体があります。区は、これらの団体とイベントを協働で実施するなど団体の育成支援に取り組んでいますが、引き続き、各主体間のコーディネーターとして、連携の強化を図っていきます。

さらに、「文京エコカレッジ」修了者である、「リサイクル推進サポーター」の活動の充実に取り組み、地域での3R推進の普及啓発を図っていきます。

#### リサイクル推進サポーター



#### 地域活動団体等との連携の強化及び育成支援のための主な事業

- 文京エコ・リサイクルフェアの開催
- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催
- モノ・フォーラム文京の開催
- 文京エコカレッジの開催
- エコ先生の特別授業の実施
- 地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援
- 関係団体間のネットワーク形成のための取組み
- 集団回収拡充に向けた地域活動団体等への働きかけ
- 集団回収実践団体・回収業者への支援
- リサイクル推進サポーター活動の充実



5 「発生抑制」と「再使用」の推進のための普及啓発【基本方針1・2】

循環型社会形成推進基本法でも定められているように、3Rの中で最も優先順位の高いのが「発生抑制」(リデュース)、その次に高いのが「再使用」(リユース)です。大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムを改め、循環型社会を実現していくためには、「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの推進を図る必要があります。そのためには、区民等の主体的な取組みが不可欠であり、区は、地域活動団体等と連携して、区民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルに応じた、効果的な普及啓発に取り組みます。

また、区内団体とのイベント等での協働や環境学習の場の提供を通して、区民等のごみ問題や3R推進についての意識の向上を図っていきます。

**効果的な普及啓発を図るための主な事業**

- 3R 推進啓発誌の発行
- インターネットや電子メールの活用の検討
- ふれあい講座(区内小学校・幼稚園等)の実施
- 集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発
- 地域でのフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出
- 生活用品の再活用の検討

## 7.3 個別施策

### 1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

3 R や適正処理を推進し、循環型社会形成をめざすためには、区民一人ひとりの自主的な取組みが不可欠です。

区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等と連携して効果的な普及啓発に取り組めます。

#### (1) 情報の提供

区内には、さまざまなライフスタイルを持った区民が生活しています。区民に対して、3 R や適正処理に関する情報を的確に伝えていくため、それぞれの特性に応じた多様な手法を活用することが必要です。

区は、基本的な情報媒体として広報やチラシなどを用いますが、ホームページの充実を図るとともに、電子メールの活用なども検討します。

#### 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布

ごみや資源の分別方法をわかりやすく周知するために、「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフレットを作成し、区民に配布します。

#### 区報ぶんきょう・ホームページ・チラシでの周知・啓発

3 R や適正処理に関する啓発記事やイベント・講座等のさまざまな情報を年間を通して区民に伝えるため、普及啓発の年間計画を立て、区報ぶんきょうやチラシなどの紙媒体、ホームページやこらびっと文京(文京区地域公益活動情報サイト)などの電子媒体を活用して周知・啓発に努めます。

#### 3 R 推進啓発誌の発行

区民が取り組むことができる3 Rの方法やリサイクルの現状、先駆的な取

組みの紹介等を区民に伝えるため、年4回啓発誌を発行します。

#### 児童向けパンフレット作成・配布

子どもの頃からごみや資源について関心を持ってもらうため、児童を対象にしたごみ分別等に関するパンフレットを作成し、ふれあい講座やイベント等で配布します。

#### キャラクターの活用

区民の3Rへの理解を深めるため、区報、ホームページ、各種パンフレット等での周知の際に、現在広く使用しているキャラクターのさらなる活用を進めるとともに、新たなキャラクターについて検討します。



#### リサイクル推進協力店のPR

簡易包装やレジ袋削減などといったごみ減量や3R活動に積極的に取り組んでいる店舗・商店をリサイクル推進協力店として認定し、ホームページやリーフレットで区民にPRします。

#### 事業者の自主回収の情報提供

拡大生産者責任の原則により実施される、小型充電式電池や携帯電話などの事業者による自主回収について、情報提供に努めます。

### 拡大生産者責任(EPR)とは

拡大生産者責任とは、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方で、具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクル又は廃棄し、その費用も負担することです。拡大生産者責任の考え方は、循環型社会形成推進基本法をはじめとする法律に取り入れられています。容器包装リサイクル法では、従来、区市町村が行っていた容器包装廃棄物の処理責任の一部を事業者が担うことになりました。

## インターネットや電子メールの活用の検討

パンフレット等の紙による周知にとどまらず、リサイクル清掃課・文京清掃事務所、こらびっと文京(文京区地域公益活動情報サイト)などのホームページを充実させるなど、インターネットを活用した情報伝達に今後も努めます。

また、若年者層をはじめとしたあらゆる世代で一般的な情報伝達の手段となった電子メールを、効果的に活用した普及啓発手法について検討します。

## (2) イベント等の開催や環境学習の場の提供

区は、区民の3Rやリサイクル清掃事業への理解を深めるため、イベントや講座等の開催を通じて普及啓発に努めます。また、子どもの頃からごみ問題やリサイクルについて正しい知識を持つことができるよう、児童・生徒への環境学習を行います。

### 文京エコ・リサイクルフェアの開催

毎年10月の3R推進月間に合わせて、地球環境に配慮した循環型社会の構築をめざし、地域の発展と活性化に寄与するため、文京エコ・リサイクルフェアを教育の森公園で開催し、リサイクル・環境団体の発表、区民によるフリーマーケット開催、リサイクル自転車の販売等を実施します。

### 文京エコ・リサイクルフェア



### ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催

誰もが楽しみながら循環型社会への理解を深めることができるイベントとして、ステージ・エコを年数回開催します。区民によるフリーマーケット、社会貢献活動や3R活動等のブースの設置により、新たな区民交流の場として充実を図ります。

### ステージ・エコ(フリーマーケット)



### モノ・フォーラム文京の開催

循環型社会構築の重要性を広く呼びかけるため、ごみ問題や3R活動等に造詣の深い有識者を招いた講演会や意見交換会等を行う、モノ・フォーラム文京を開催します。

### 文京エコカレッジの開催

区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3Rについて学習する講座を、文京エコカレッジとして開催します。

### 文京エコカレッジ



### 団体育成支援自主講座の開催

区内のリサイクル活動団体が企画立案する、リサイクルや環境問題をテーマとした講座を団体と協働で開催することで、循環型社会や3R活動に対する区民の意識向上に努めるとともに、団体の育成支援も図ります。

### 団体育成支援バス見学会の開催

区内リサイクル活動団体が企画立案する、リサイクル施設等へのバス見学

会を団体と協働で開催することで、循環型社会や3 R活動等に対する区民の意識向上に努めるとともに、団体の育成支援も図ります。

#### 集団回収実践団体バス見学会の開催

日頃からリサイクル活動に取り組んでいる町会・自治会やマンション管理組合等の集団回収実践団体を対象に、リサイクル意識のさらなる向上を目的とした、リサイクル施設等へのバス見学会を開催します。

#### 集団回収実践団体バス見学会



#### エコ先生の特別授業の実施

小・中学校や区民グループを対象に、3 R や環境に関する専門知識を有した区民、N P O、企業を講師として出張派遣し、身近にできる3 R実践のコツなどを内容とする講座を実施します。

#### エコ先生の特別授業



#### ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施

児童対象の環境学習の場として、区内の小学校や幼稚園の要請に応じ、清掃体験実習車「みえーるくん」を活用した講座を実施します。

#### 児童向けパンフレット作成・配布（再掲）

P . 3 2 参照

#### 各種イベントでのP Rの実施

さまざまなイベントの機会を利用して、環境問題に関する講習会や体験学習等を実施します。

### (3) 地域活動団体等との連携

3Rについて、効果的な普及啓発を推進するには、地域活動団体等との連携が不可欠です。区は、区内の団体と連携し、イベントを協働で実施するなど団体の育成支援に取り組んでいますが、引き続き、各主体間のコーディネーターとして、連携強化を図っていきます。

#### 地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援

町会・自治会などの地域活動団体と連携しながら普及啓発を実施することで、きめ細やかな周知活動を展開します。

また、ステージ・エコ実行委員会、NPO法人緑のごみ銀行、リサイクルイン文京、NPO法人文京区消費者の会など、ごみ減量やリサイクルに積極的な団体等とも連携を図り、さまざまな事業を展開します。

#### 不動産関連団体、大学との連携

ワンルームマンションなどの管理人のいない集合住宅に居住する若年単身世帯に向けて効果的な普及啓発を図るため、不動産関連団体や大学との連携を検討します。

#### 集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発

管理人のいる集合住宅に向けて、管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発に取り組みます。

#### 関係団体間のネットワーク形成のための取組み

区内の地域活動団体やNPOが連携して、より積極的な活動ができるよう、関係団体間のネットワーク形成に取り組みます。

#### 3R推進活動表彰制度の検討

3Rや適正処理に積極的に取り組んでいる区民や地域活動団体、NPOに対する表彰制度を検討します。

## 2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

事業者の自己処理を推進することは拡大生産者責任の観点からも重要であり、事業者に向けた普及啓発の拡充が不可欠です。

区は、事業者に向けた情報提供や連携を強化し、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

### (1) 情報の提供

区は、事業者に対して、3Rや適正処理のための的確な情報提供や普及啓発に努めます。

「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布（再掲）

P. 31 参照

区報ぶんきょう・ホームページ・チラシでの周知・啓発（再掲）

P. 31 参照

学校ごみダイエットマニュアルの活用

学校内で発生する落ち葉や剪定枝、紙のリサイクルを推進するために作成した「学校ごみダイエットマニュアル」の活用を図ります。幅広く活用するために、区内の学校へ配付するだけでなく、事業用大規模建築物への立入指導の際に、学校以外の事業者にも配付します。

医療廃棄物適正処理パンフレットの作成・配付

医療廃棄物の適正処理を推進するためのマニュアルを隔年ごとに作成し、医師会と連携しながら配付します。

先進的な取組み事例の紹介

区内事業者による3Rや適正処理に関する先進的な取組み事例を収集し、事業者に周知することで、事業者の3R活動や適正処理の促進を図ります。



## ( 2 ) 事業者との連携

区は、事業者の 3 R や適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し支援を行います。

### イベント等での 3 R 推進事業の検討

リユースの重要性を広く区民等に認識してもらうために、区内事業者と連携し、イベント会場でのリユース食器（リユースカップ、リユース箸等）の利用などといった 3 R 推進事業について検討します。

### リサイクル推進協力店の認定

簡易包装やレジ袋の削減などといったごみ減量及びリサイクル活動に積極的に取り組む店舗・商店をリサイクル推進協力店として認定します。協力店に区の認定証や協力店マークを交付し、区民に周知することで、区と協力店が連携を図りながら、循環型社会形成の重要性を区民に P R します。

### 事業者に対する表彰制度の検討

3 R や適正処理に積極的に取り組んでいる事業者に対する表彰制度を検討します。

### 3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、3Rや適正処理を通じて、モノの価値を最大限に活用することがリサイクル清掃事業に求められています。

区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

#### (1) 集団回収の拡充

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義もあり、また、回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、さらなる拡充に努めます。

#### 地域活動団体等への働きかけ

集団回収活動にまだ取り組んでいない地域活動団体や集合住宅に対して、集団回収への参加を働きかけ、自主的な3R推進に取り組めます。

#### 集団回収実践団体・回収業者への支援

集団回収実践団体に対して、回収量に応じた報奨金や作業補助用具を支給し、集団回収活動の実践を支援します。また、回収業者に対しても、古紙市況が低落した際には、雑誌の回収量に応じた支援金を一定の基準に則って支給していますが、今後も引き続き行い、安定した回収体制の維持に努めます。

#### 集団回収の作業補助用具



## 集団回収と集積所回収の統合の調査・研究

資源回収の効率化を図るため、古紙回収における集積所回収と集団回収の一本化について、経費面や区民の利便性等の観点から調査・研究していきます。

## 集団回収実践団体への感謝状贈呈

回収実績が優良な団体を対象に感謝状を贈呈し、3 R 推進の取組みを支援します。贈呈の際には回収合計量だけでなく、一世帯当たりの回収量も基準の一つとするなど、基準の見直しについて検討します。

## 集団回収実践団体への感謝状贈呈



## 集団回収実践団体バス見学会の開催（再掲）

P. 35 参照

## （2）資源回収の拡充

家庭ごみの約 2 割を占める古紙などの資源について、一層の分別徹底を推進します。また、区民の多様なニーズに対応するための拠点回収の拡充について検討します。

## 資源回収の実施

古紙、びん、缶、ペットボトルの集積所回収と、紙パック、乾電池、白色トレイ、衣類、ペットボトルの拠点回収を継続します。



### 拠点回収拡充の検討

プラスチック製容器包装のうち、有色トレイ、プラスチック製ボトル容器、ペットボトルキャップといった、単一素材や分別の容易なものを拠点で回収し、質の高いリサイクルを進めます。また、区民の利便性を高めるため、拠点回収の回収拠点数の増加を検討します。

### 拠点回収の回収ボックス



### 資源の持ち去り対策

持ち去り防止のため、巡回パトロールを実施するとともに、警察とも連携して対応します。

### 雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発

古紙の中でも回収の進んでいない雑がみについて、回収量拡大に向けた普及啓発を図ります。

### 「ミックスペーパー」回収の調査・研究

現在は雑がみの対象とならない、レシート等の感熱紙や伝票等のカーボン紙、また、ビニール等でコーティングされた紙等も含んだ「ミックスペーパー」について、回収運搬や資源化にかかるコスト等も鑑みながら、回収及びリサイクルについて、今後、調査・研究を行っていきます。

### 粗大ごみの資源化

粗大ごみの中から、鉄やアルミニウム、銅、レアメタルを含む基板やモーターを抽出し、資源化します。

### 事業者の自主回収との連携

オートバイ、携帯電話など、事業者の自主回収に関わる情報を区民に周知し連携を図っています。また、インクカートリッジについては回収場所を提供し、事業者と連携した資源化を進めます。

### 新たな回収品目の検討

廃食用油や処分に困っている区民も多い園芸土など、新たな回収品目について検討します。

## プラスチック製容器包装の集積所回収検討

プラスチック製容器包装の集積所回収については、実施することにより一定のごみ減量が見込めます。しかしながら、再商品化手法によっては、温室効果ガスの排出などの環境負荷が増大してしまう可能性もあることや収集には多額の追加費用も見込まれます。こうした点も考慮しながら、実施について検討します。

### (3) 生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約 4 割を生ごみが占めており、さらなるごみ減量を推進するために、区は、生ごみの発生抑制やリサイクル活動への支援に取り組みます。

#### 生ごみ減量リーフレットの作成

家庭で簡単にできる生ごみ堆肥づくりなどのリサイクルや水切りの効果などを取りまとめた、実践マニュアルを作成し、啓発に努めます。

#### コンポスト容器の斡旋

生ごみ減量の普及促進を図るため、生ごみを堆肥にするためのコンポスト容器を区民に斡旋します。

#### 生ごみ減量講座の開催

家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じてリサイクルへの理解を深めることを目的とした講座を開催します。

#### エコ・クッキングの推進

生ごみの発生抑制及び環境に配慮した食生活に焦点をあてた料理講座を開催します。



#### エコ・クッキング



#### 生ごみ交流会の開催

生ごみ減量講座の受講生や区からコンポスト容器の斡旋を受けた利用者などの情報交換の場として生ごみ交流会を開催します。

#### 生ごみリサイクルシステムの検討

生ごみリサイクルについては、NPOとも連携して、コンポスト容器等から発生する一次処理物等の有効活用を調査・研究します。

### (4) 再使用の推進

リユースは、区の事業や民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットを支援するとともに、リサイクルショップなどの情報を提供し、区民のリユースを促進します。

#### ステージ・エコ(フリーマーケット)の開催(再掲)

P. 34 参照

#### 地域でのフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出

フリーマーケットの開催情報をホームページに掲載します。また、フリーマーケット開催で使用する器材を地域でのフリーマーケットを支援するため貸し出します。

#### 生活用品の再活用の検討

不要な生活用品の再活用を図るため、必要な方へつなぐシステムを検討します。

#### 生活用品の修理ショップ等の情報提供

修理ショップ等に関する情報を提供し、生活用品の再利用を促進します。

#### 4 事業系の3Rの推進

区のごみの約6割を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、区は、事業所の規模や業種に応じた取組みを進めます。

##### (1) 大規模事業所の3R推進

事業用大規模建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進を働きかけます。

##### 事業用大規模建築物の所有者への指導

事業用大規模建築物（延床面積3,000㎡以上）の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・届出を義務づけ、立入調査を実施、指導助言を行います。

##### 事業用大規模建築物の対象範囲拡大の検討

事業系ごみの自己処理の拡大やごみ・資源に対する意識を高める観点から、再利用計画書を提出する事業用大規模建築物の対象範囲を現行の延床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に拡大し、積極的かつ幅広い指導を行っていきます。拡大にあたっては、新たに提出の対象となる建築物の所有者に対して、再利用計画書についての理解を求めながら周知徹底を図るとともに、再利用計画書の提出が円滑に行われるよう、新たな様式の制定等について検討していきます。

##### 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ

生ごみの排出量が多いと考えられるホテル・旅館や飲食店に対して、食品リサイクル法に基づく生ごみの発生抑制やリサイクルの促進を働きかけます。

### 廃棄物管理責任者講習会の実施

3 R や適正排出の推進を図るため、廃棄物管理責任者を対象に講習会を開催します。

### 廃棄物管理責任者講習会



### 再生品利用の働きかけ

事業用大規模建築物立入調査や廃棄物管理責任者講習会等の場で、再生品利用を働きかけます。

## (2) 小規模事業所の3 R 推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な中小事業者について、区は、事業者の3 R 推進のための取組みを支援します

### リ R サークルオフィス文京の普及

小規模の事業所(延床面積 3,000 m<sup>2</sup>未満)から排出される事業系資源(古紙・びん・缶・ペットボトル)の効率的なリサイクルを推進するため、文京区リサイクル事業協同組合が資源回収する、リ R サークルオフィス文京の普及に努めます。

### 産業別リサイクルの支援

地場産業である印刷業・製本業から出る裁断紙をリサイクルするシステムに対して、区は、印刷製本組合に回収袋を支援します。

### 生ごみ減量の推進

飲食店などは多くの生ごみを排出していることから、飲食店などを対象に生ごみの取扱いが改善するような普及啓発を検討します。



### (3) 区の率先した取組みの推進

区は、シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、事業者の規範となるよう努めます。

#### 職員のマイ箸・マイカップ・エコバッグ持参行動の推進

庁内LANを活用して、職員にマイ箸・マイカップ・エコバッグなどの持参を呼びかけ、発生抑制を進めます。

#### 分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底

紙類のごみ減量のため、両面印刷によるリデュース、裏面利用や使用済み封筒の再利用などによるリユース、分別ボックスの利用などのリサイクルに徹底的に取り組みます。

#### 課内不用品の有効活用

各課で不用になったものを再利用するため、庁内LANを活用して他の課に呼びかけ、課内不用品の有効活用を図ります。

#### 除籍図書の活用

図書館の除籍図書を有効活用するため、希望する区民に無償で配布するほか、児童書については、区内の小・中学校や幼稚園等区有施設において再利用を行います。

#### 区施設における再生品の積極的な利用

物品の調達にあたっては、文京区グリーン購入指針に従いグリーン購入に取り組みます。

#### 公共工事における再生品の積極的な利用

建設リサイクルガイドラインにより、環境負荷の低減に寄与する資材選定の努力義務を標準仕様書に記載するなど、公共工事における再生品の利用に取り組みます。

#### 区施設内の生ごみリサイクルの実施

シビックセンター内で発生した生ごみの一部を乾燥処理し、堆肥化業者に引き渡すリサイクルを実施しています。また、区立小・中学校、保育園の一部にも生ごみ処理機を設置しているところですが、今後、さらに効果的な生ごみの減量・リサイクルの推進に向けて、関連部署が連携して検討します。

## 5 適正処理の推進

循環型社会を実現するためには、その前提条件として公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、基本的なごみ処理を着実にを行います。

### (1) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、遅滞なく収集します。環境負荷の低減とコストの低減に配慮し、高齢社会の進展など社会情勢に対応した収集体制を検討します。

#### 効率的な収集体制の構築

ごみ量の変化等に対応した、効率的で柔軟な収集体制を維持します。

#### 高齢者等を対象とした訪問収集（おせっかい収集隊）

高齢者や障害者など、集積所へのごみ・資源の排出が困難な方を対象にした訪問収集「おせっかい収集隊」を実施します。

#### 防鳥ネットの貸出

カラスなどによるごみの散乱を防ぐため、防鳥用ネットを貸し出します。

#### 動物死体の処理

家庭で飼われていた犬や猫などの小型動物の死体を有料で適正に処理します。

#### 環境負荷の少ない収集車両の導入

収集時の環境負荷を低減するため、ハイブリッド車などのより環境負荷の少ない低公害車の導入を進めます。

#### 不燃ごみ中継事業の千代田区への委託

不燃ごみを効率的に運搬するため、千代田区に委託して不燃ごみ中継施設（三崎町中継所）を活用し、船舶による運搬を実施します。

### あわせ産廃の収集

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど 5 種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理します。

### 不法投棄対策

パトロールを実施し、粗大ごみや廃家電製品などの不法投棄の防止に努めます。

## ( 2 ) 区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目、また、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知します。バッテリー、金庫、消火器など区では処理できないごみについては、処理方法を紹介し、適正処理を促します。

### 家電リサイクル法対象品目への対応

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）によりリサイクルが義務づけられているテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵(冷凍)庫の処理方法については、パンフレットやホームページで周知を図ります。

### 家庭用パソコンへの対応

家庭で不要となったパソコンは、資源有効利用促進法によりリサイクルが義務づけられているため、事業者への引き渡しについて周知します。

### 事業者の自主回収との連携（再掲）

P. 4 1 参照

### 適正処理困難物への対応

バッテリー、金庫、消火器、タイヤ、ピアノ、薬剤等の危険物及び適正処理困難物の廃棄については、民間の処理業者を紹介するなど、適正処理のための情報を提供します。

### ( 3 ) 適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。区の定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者の協力が得られるよう、働きかけを行います。

#### 有料ごみ処理券の適正貼付指導

区集積所へごみ・資源を排出している事業者に、有料ごみ処理券の適正貼付を指導します。

#### 事業用大規模建築物の所有者への指導（再掲）

P . 4 4 参照

#### 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療により家庭から排出される医療系の廃棄物が適正に排出されるよう、東京都や医師会などと連携しながら周知します。

#### 医療廃棄物適正処理パンフレットの作成・配付（再掲）

P . 3 7 参照

#### ふれあい指導の実施

区民等と対話をしながら、地域のごみ問題の解決を図るため、ふれあい指導班を設置し、巡回指導します。



#### 有害ごみ・危険物対策

廃エアゾール缶やコンロ用カセットボンベ、使い捨てライターなどが適正排出されるよう、普及啓発に努めます。

#### 集合住宅への指導体制の強化

一定規模以上の集合住宅や大規模建築物に対して再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置を義務づけることにより、適正排出を推進しています。また、集合住宅の管理会社を台帳化し、集合住宅への排出指導の強化に努めます。

#### (4) 事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直しなどを検討します。

##### 集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討

集積所への事業系ごみの排出基準を、現在の日量 50kg 未満から日量又は収集 1 回あたり 10kg 未満と設定する、指定袋を作成してその袋数で制限する、住居併設の事業所に限るなど、排出基準の強化について検討します。

##### 事業系ごみ収集の事前登録及び集積所収集廃止の調査・研究

事業系ごみの自己処理への移行を推進するため、集積所を利用する事業者を事前登録する制度や事業系ごみの集積所での回収を廃止することを調査・研究していきます。

##### 一般廃棄物処理業者の斡旋

排出事業者に対して、一般廃棄物処理業者による回収の斡旋を行い、自己処理を促進します。

##### 一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

事業系ごみの適正処理を図るため、一般廃棄物処理業者に対して 2 年ごとの許可の更新や、更新時の指導などを行います。

## (5) 中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持します。また、最終処分については、東京都が運営する最終処分場で埋立処分します。

### 東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理

焼却処理や破碎処理などの中間処理については、23区が共同で設置した東京二十三区清掃一部事務組合における共同処理体制を維持します。なお、中間処理の実施にあたっては、環境負荷の低減に取り組みます。

北清掃工場



中間処理による減容化・資源化  
サーマルリサイクル及び鉄やアルミなどの資源の回収など、中間処理段階でのリサイクルを図ります。また、焼却灰溶融スラグ<sup>7</sup>については、区の道路工事においてアスファルト舗装材等として活用しています。

スラグを利用したブロック



<sup>7</sup> ごみの焼却の際に発生する灰(燃え殻・煤塵)を1,200℃以上の高温で溶融した後、急速に冷却することでできる砂状に固めた物質。容積は灰の約2分の1に、元のごみの状態からは約40分の1と大幅に減少するため、最終処分場の延命化を図ることが可能となります。また、スラグにすることで、灰の中のダイオキシンや揮発性の重金属を無害化することができるため、土木資材などに有効活用されています。

### 最終処分の都への委託

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場において埋立処分します。

### 最終処分場の延命化

東京都・他区・東京二十三区清掃一部事務組合と連携しながら、3Rの推進及び適正な中間処理による最終処分場の延命化を図ります。

### 最終処分場



## (6) 災害時の対応

今後想定される大地震や激甚な風水害に際しては、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・処分が困難になると考えられ、それらに対応するため必要な対策を取るものとします。

### 地域防災計画（ごみ・し尿・がれき等処理計画）に基づいた対応

災害の発生時には、「文京区地域防災計画」のごみ・し尿・がれき等処理計画に基づいて対応します。

### 災害時等を想定した配車訓練の実施

災害時を想定し、東京二十三区清掃協議会と連携して配車訓練を実施します。

## 6 運営管理体制の充実

3Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の連携を強化するとともに、全国的な対応が必要な事項や区独自では解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても積極的に取り組みます。

### (1) 双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映させるため、双方向の情報交換を図ります。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

#### リサイクル清掃審議会の運営

リサイクル清掃審議会は、リサイクル清掃事業に、区民の幅広い意見を反映させる中核となる組織です。この審議会を円滑に運営することで、区民のニーズに対応した事業展開を図ります。

#### 地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援（再掲）

P. 36 参照

#### 関係団体間のネットワーク形成のための取組み（再掲）

P. 36 参照

#### リサイクル推進サポーター活動の充実

地域での3Rを推進する人材として、リサイクル推進サポーターの育成に取り組むとともに、活動の場の充実に努めます。

#### 意見交換会の開催

区民等との意見交換会を開催することで、双方向の情報交換を図ります。



## ( 2 ) 国等への要望

廃棄物の適正処理や循環型社会の構築に向けて、全国的な対応が必要な事項や区独自では解決が困難な課題について、国や業界団体へ働きかけていきます。

### 製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請

製造・販売事業者の拡大生産者責任に基づく取組みを、他区や都と連携して、国や業界団体へ働きかけます。

### エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請

ごみの収集時に、エアゾール缶やコンロ用カセットボンベ、使い捨てライターが原因と考えられる火災事故が発生していることから、業界団体に対してエアゾール缶等の安全な処理に関する働きかけをします。

### 容器包装リサイクル法改正の働きかけ

容器包装リサイクル法では、収集・選別・保管については地方自治体の役割となっており、その費用負担は大きいものがあります。また、地方自治体において、再商品化手法を選択できない仕組みになっています。これらの点を改正するよう、他自治体と連携して国に働きかけます。

## ( 3 ) 行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力を推進します。

### 他部署との連携

区の業務は、区民生活全般に密接に関連していることから、リサイクル清掃事業の実施にあたっては、関連部署との連携を推進し、効果的な事業展開に努めます。

#### ( 4 ) 処理費用負担の検討

事業系ごみについては、自己処理原則に則り、処理手数料の適正化を図ります。家庭ごみについては、有料化の導入について、情報収集や調査・研究を行います。

##### 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化には、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの発生抑制及び分別の徹底が期待できること、ごみの排出量の異なる区民の負担の公平化が図られることなどの効果が期待できます。このようなことから、国も有料化の導入を推進しています。一方、区民に新たな費用負担が発生すること、不法投棄等の可能性が高まることなど、解決すべき課題も多くあります。

このため、ごみ減量や3 R推進のための施策や働きかけを十分に実施した上でもなお、数値目標が達成できない場合には、導入の是非について検討します。

##### 事業系ごみ処理手数料の改定

事業系一般廃棄物処理手数料については、23区統一とされており、適正化を図るため定期的に見直しを行います。

#### ( 5 ) 情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民のごみ減量・リサイクルに対する意識向上を図るため、区民に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

##### ごみ・資源量、処理コストの情報公開

毎年度、ごみや資源量、コストに関する情報を速やかに公開し、透明な事業運営を進めていきます。

## 7.4 基本的なごみ処理体制

### 1 一般廃棄物の処理方法

本区で排出されるごみ・資源は表 7-1 の方法により処理してきました。平成 23 年度以降も、基本的にこの方法によって処理するものとしませんが、効率的な処理や 3R への取組みを促進するため、必要に応じて処理方法の見直しを行っていきます。

表 7-1 一般廃棄物の処理方法

| 種別           | 対象品目  | 排出場所     | 収集回数          | 排出方法                             |
|--------------|---|----------|---------------|----------------------------------|
| 可燃ごみ         | 厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物、プラスチック、ゴム、皮革などの廃棄物                | 資源・ごみ集積所 | 週 2 回         | 規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出    |
|              |   |          | 月 2 回         | 規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出    |
| 不燃ごみ         | 金属、ガラス、陶磁器などの廃棄物  | 自宅前      | 申込制           | 粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を添付して排出 |
| 粗大ごみ         | 家電（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）、家具などおおむね 30cm 角以上のもの | 自宅前      | 申込制           | 粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を添付して排出 |
| 資源           | 資源ごみ（新聞）  | 資源・ごみ集積所 | 週 1 回         | 種類別にひもで縛って排出                     |
|              | 資源ごみ（雑誌・雑がみ）  |          |               |                                  |
|              | 資源ごみ（段ボール）  | 資源・ごみ集積所 | 週 1 回         | 水ですすいで排出                         |
|              | 資源ごみ（びん）  |          |               | 水ですすいで、つぶして排出                    |
|              | 資源ごみ（かん）  |          |               | キャップ、外装ラベルを外して、水ですすいで、つぶして排出     |
| 資源ごみ（ペットボトル） | 拠点  | 週 3 回    | 参加販売店の回収拠点に持参 |                                  |

## 2 区が収集する事業系一般廃棄物の基準

事業系一般廃棄物のうち区が収集するものは、従前に引き続き、表 7-2 の区分によるものとします。

表 7-2 事業系ごみの区分

| 種別                        | 収集方法   |
|---------------------------|--|
| 一般廃棄物                     | 事業系一般廃棄物の処理について、事業者は、自ら又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者に委託して行う。ただし、家庭廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は文京区が処理することができる。  |
| 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（あわせ産廃） | 「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁くずで、常時使用する従業員の人数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。 |

## 3 一般廃棄物収集体制

### 区的一般廃棄物収集体制

清掃事務所に所属する職員並びに区所有の清掃車両及び雇い上げによる車両によって、家庭ごみ及び一部の事業系廃棄物の収集を行います。

### 廃棄物処理業者

区内で排出されるごみのうち、事業系廃棄物の多くは、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集します。区は、引き続き許可に関する業務を行います。

#### 4 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、区並びに区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集及び運搬、もしくは事業者の自己車両等による運搬によって、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する中間処理施設（清掃工場・不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設）に持ち込まれ、適正に処理されます。

処理した後の残渣は、最終的に東京都が設置及び運営する新海面処分場において埋立処分します。

なお、一般廃棄物の中間処理施設の整備は、東京二十三区清掃一部事務組合が実施します。

## 第8章 生活排水処理

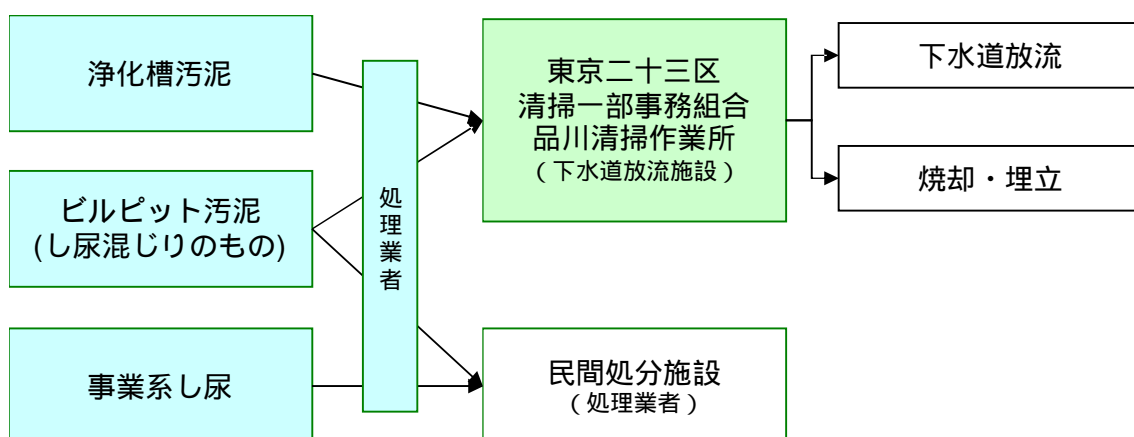
### 1 収集状況

区内の下水道普及率は100%で、し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により処理されており、区内の一般家庭において使用されているくみ取り便所は、現在ありません。また、浄化槽汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水(作業所内で発生するもの)、事業系し尿については、区が業務を許可した一般廃棄物処理業者が収集及び処理を行っています。

### 2 処理方法

処理業者によって収集された、浄化槽汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水(作業所内で発生するもの)、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。

図8-1 生活排水の処理フロー



# 資料編

## 資料 1 ごみ量と資源量の推移

### ごみ量

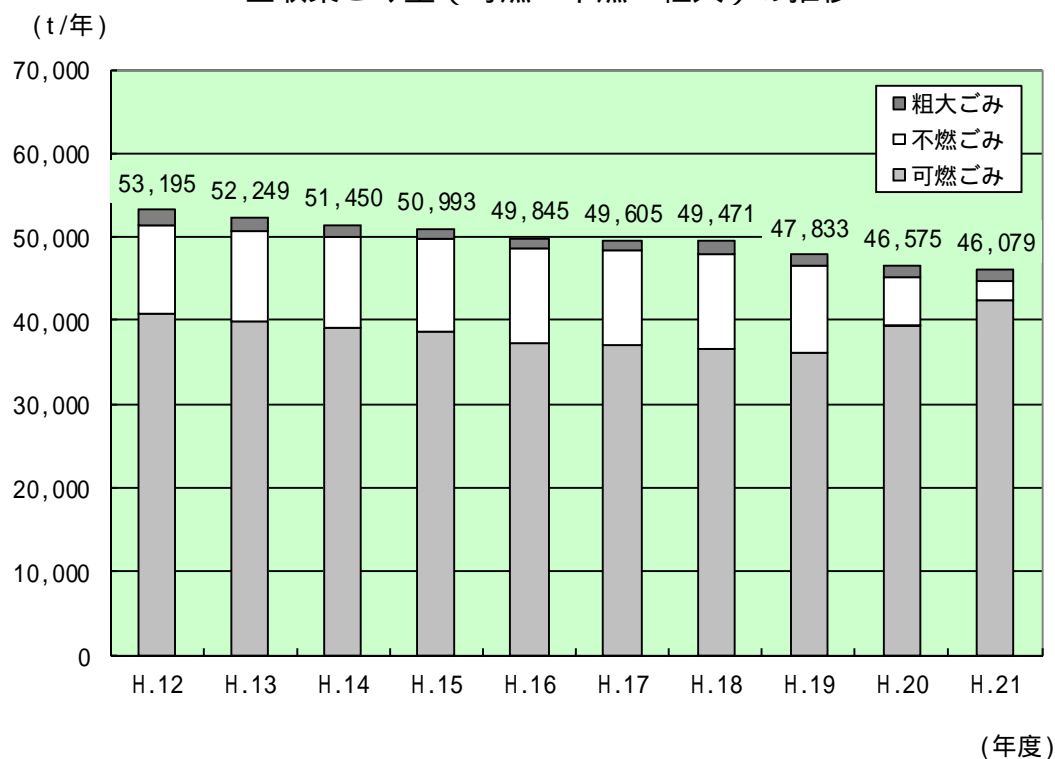
単位(t/年)

|         | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ    | 40,701 | 39,958 | 39,078 | 38,594 | 37,402 |
| 不燃ごみ    | 10,793 | 10,827 | 10,943 | 11,118 | 11,152 |
| 粗大ごみ    | 1,701  | 1,464  | 1,429  | 1,281  | 1,291  |
| 合計      | 53,195 | 52,249 | 51,450 | 50,993 | 49,845 |
| 持込ごみ(注) |        |        |        |        |        |

|         | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ    | 37,110 | 36,693 | 36,226 | 39,421 | 42,283 |
| 不燃ごみ    | 11,203 | 11,334 | 10,322 | 5,850  | 2,436  |
| 粗大ごみ    | 1,292  | 1,444  | 1,285  | 1,304  | 1,360  |
| 合計      | 49,605 | 49,471 | 47,833 | 46,575 | 46,079 |
| 持込ごみ(注) |        | 26,446 | 26,149 | 24,373 | 24,785 |

(注)持込ごみは平成18年度以前も発生していますが、平成18年度から区ごとの持込ごみ量が東京二十三区清掃一部事務組合で正確に把握できるようになったため、平成18年度からの掲載とします。

### 区収集ごみ量(可燃・不燃・粗大)の推移





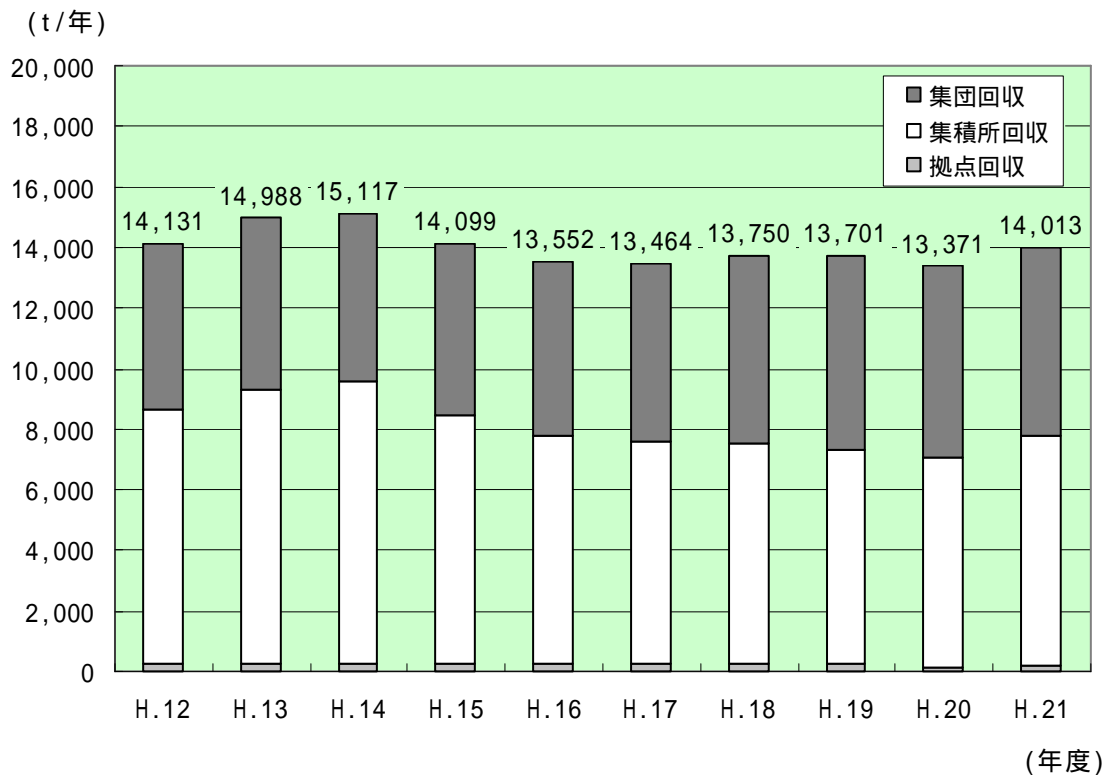
資源量（区拠点回収・集積所回収・集団回収）

単位(t/年)

|       | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 拠点回収  | 255    | 256    | 262    | 262    | 282    |
| 集積所回収 | 8,424  | 9,039  | 9,330  | 8,208  | 7,535  |
| 集団回収  | 5,452  | 5,693  | 5,525  | 5,629  | 5,735  |
| 合計    | 14,131 | 14,988 | 15,117 | 14,099 | 13,552 |

|       | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 拠点回収  | 272    | 254    | 248    | 129    | 187    |
| 集積所回収 | 7,325  | 7,284  | 7,110  | 6,902  | 7,616  |
| 集団回収  | 5,867  | 6,212  | 6,343  | 6,340  | 6,210  |
| 合計    | 13,464 | 13,750 | 13,701 | 13,371 | 14,013 |

資源量（拠点・集積所・集団回収）の推移



品目別資源量

単位(kg/年)

|            |            | 平成12年度    | 平成13年度    | 平成14年度    | 平成15年度    | 平成16年度    |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 拠点回収       | 紙パック       | 22,180    | 18,790    | 16,750    | 10,450    | 10,590    |
|            | ペットボトル     | 219,725   | 236,000   | 244,190   | 249,258   | 256,742   |
|            | アルミ缶       | 1,870     | -         | -         | -         | -         |
|            | スチール缶      | 11,610    | -         | -         | -         | -         |
|            | 乾電池        | -         | 1,200     | 1,270     | 2,744     | 3,064     |
|            | 白色トレイ      | -         | -         | -         | -         | -         |
|            | 衣類         | -         | -         | -         | -         | -         |
|            | 容器包装プラスチック | -         | -         | -         | -         | 11,320    |
|            | 小計         | 255,385   | 255,990   | 262,210   | 262,452   | 281,716   |
|            | 集積所回収      | 新聞        | 1,635,160 | 1,918,530 | 2,121,070 | 1,683,730 |
| 雑誌         |            | 2,637,489 | 3,177,810 | 3,107,830 | 2,331,760 | 2,062,240 |
| 段ボール       |            | 1,497,641 | 1,418,270 | 1,590,910 | 1,715,890 | 1,661,300 |
| アルミ缶       |            | 218,633   | 164,742   | 178,956   | 161,356   | 158,912   |
| スチール缶      |            | 520,872   | 464,946   | 436,530   | 384,752   | 378,949   |
| 生きびん       |            | 190,921   | 180,834   | 149,685   | 167,541   | 117,548   |
| カレット       |            | 1,723,731 | 1,713,410 | 1,744,597 | 1,763,276 | 1,762,542 |
| ペットボトル     |            | -         | -         | -         | -         | -         |
| 容器包装プラスチック |            | -         | -         | -         | -         | -         |
| 小計         |            | 8,424,447 | 9,038,542 | 9,329,578 | 8,208,305 | 7,534,731 |
| 集団回収       | 新聞         | 3,016,533 | 3,063,876 | 3,072,426 | 3,228,059 | 3,385,055 |
|            | 雑誌         | 1,702,459 | 1,887,897 | 1,762,024 | 1,686,820 | 1,606,190 |
|            | 段ボール       | 649,080   | 655,453   | 613,824   | 629,401   | 655,589   |
|            | 紙パック       | 2,164     | 1,915     | 2,428     | 3,940     | 2,471     |
|            | アルミ缶       | 4,928     | 5,273     | 8,732     | 11,951    | 19,140    |
|            | 生きびん       | 798       | 1,374     | 1,528     | 1,924     | 1,877     |
|            | ペットボトル     | -         | -         | -         | -         | 3,946     |
|            | その他        | 75,689    | 77,155    | 63,599    | 66,837    | 60,488    |
|            | 小計         | 5,451,651 | 5,692,943 | 5,524,561 | 5,628,932 | 5,734,756 |

|            |            | 平成17年度    | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    | 平成21年度    |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 拠点回収       | 紙パック       | 10,470    | 9,740     | 10,130    | 10,540    | 9,885     |
|            | ペットボトル     | 259,170   | 240,890   | 233,470   | 113,160   | 108,190   |
|            | アルミ缶       | -         | -         | -         | -         | -         |
|            | スチール缶      | -         | -         | -         | -         | -         |
|            | 乾電池        | 2,596     | 3,107     | 3,891     | 4,565     | 5,172     |
|            | 白色トレイ      | -         | -         | 172       | 694       | 804       |
|            | 衣類         | -         | -         | -         | -         | 63,000    |
|            | 容器包装プラスチック | -         | -         | -         | -         | -         |
|            | 小計         | 272,236   | 253,737   | 247,663   | 128,959   | 187,051   |
|            | 集積所回収      | 新聞        | 1,271,870 | 1,186,000 | 1,037,580 | 804,760   |
| 雑誌         |            | 1,953,340 | 1,939,630 | 1,677,060 | 1,319,300 | 1,660,110 |
| 段ボール       |            | 1,677,020 | 1,727,100 | 1,754,660 | 1,662,860 | 1,664,140 |
| アルミ缶       |            | 152,651   | 145,078   | 137,721   | 147,968   | 160,005   |
| スチール缶      |            | 364,024   | 345,939   | 328,410   | 352,857   | 381,573   |
| 生きびん       |            | 133,415   | 143,079   | 134,921   | 137,975   | 121,116   |
| カレット       |            | 1,755,562 | 1,797,634 | 1,836,828 | 1,921,467 | 1,970,209 |
| ペットボトル     |            | 3,940     | -         | 202,730   | 554,900   | 584,690   |
| 容器包装プラスチック |            | 12,640    | -         | -         | -         | -         |
| 小計         |            | 7,324,462 | 7,284,460 | 7,109,910 | 6,902,087 | 7,616,093 |
| 集団回収       | 新聞         | 3,478,084 | 3,546,077 | 3,646,910 | 3,525,066 | 3,358,060 |
|            | 雑誌         | 1,599,785 | 1,808,259 | 1,697,500 | 1,779,017 | 1,763,521 |
|            | 段ボール       | 690,094   | 736,417   | 847,649   | 870,396   | 893,561   |
|            | 紙パック       | 2,387     | 1,403     | 2,052     | 2,760     | 2,738     |
|            | アルミ缶       | 20,147    | 31,901    | 45,062    | 48,871    | 61,694    |
|            | 生きびん       | 2,401     | 2,589     | 3,016     | 2,971     | 3,985     |
|            | ペットボトル     | 10,332    | 22,509    | 34,317    | 43,775    | 60,398    |
|            | その他        | 64,046    | 62,925    | 66,668    | 67,308    | 66,294    |
|            | 小計         | 5,867,276 | 6,212,080 | 6,343,174 | 6,340,164 | 6,210,251 |

\*平成16年度拠点回収と平成17年度集積所回収の「容器包装プラスチック」、平成17年度集積所回収の「ペットボトル」は、モデル事業による回収です。

\*「カレット」とは、生きびん(リターナブルびん)以外のびんを細かく砕いた状態をいいます。

\*集団回収の「その他」は、古布、その他紙類、スチールです。

## 資料2 ごみ・資源量の目標値

### 1 現状施策で推移した場合のごみ・資源量の推計（ごみ種別）

第5章 5.2「現状施策で推移した場合のごみ・資源の量」のごみ種別の推計量は以下のとおりです。

#### 現状施策で推移した場合のごみ・資源の量（ごみ種別）

単位(t/年)

| 年度  | 家庭系ごみ排出量 |       |       |        | 事業系ごみ排出量 |      |        |        | 合計     | 資源量    |        |        |
|-----|----------|-------|-------|--------|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 可燃ごみ     | 不燃ごみ  | 粗大ごみ  | 小計     | 収集可燃     | 収集不燃 | 持込ごみ   | 小計     |        | 家庭系    | 事業系    | 合計     |
| H21 | 28,211   | 1,651 | 1,360 | 31,222 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 70,864 | 14,380 | 24,399 | 38,779 |
| H22 | 28,330   | 1,658 | 1,366 | 31,354 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 70,996 | 14,441 | 24,399 | 38,839 |
| H23 | 28,512   | 1,669 | 1,375 | 31,556 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 71,198 | 14,534 | 24,399 | 38,933 |
| H24 | 28,695   | 1,679 | 1,383 | 31,758 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 71,400 | 14,627 | 24,399 | 39,026 |
| H25 | 28,877   | 1,690 | 1,392 | 31,960 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 71,602 | 14,720 | 24,399 | 39,119 |
| H26 | 29,060   | 1,701 | 1,401 | 32,162 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 71,804 | 14,813 | 24,399 | 39,212 |
| H27 | 29,242   | 1,711 | 1,410 | 32,363 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 72,005 | 14,906 | 24,399 | 39,304 |
| H28 | 29,305   | 1,715 | 1,413 | 32,433 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 72,075 | 14,938 | 24,399 | 39,337 |
| H29 | 29,369   | 1,719 | 1,416 | 32,503 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 72,145 | 14,970 | 24,399 | 39,369 |
| H30 | 29,432   | 1,722 | 1,419 | 32,573 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 72,215 | 15,002 | 24,399 | 39,401 |
| H31 | 29,495   | 1,726 | 1,422 | 32,643 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 72,285 | 15,034 | 24,399 | 39,433 |
| H32 | 29,558   | 1,730 | 1,425 | 32,713 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 72,355 | 15,067 | 24,399 | 39,466 |

\* 家庭系ごみ及び資源量は人口増に比例、事業系ごみ及び資源量は現状のままとしています。

## 2 数値目標の設定（ごみ種別）

第5章 5.3「数値目標」にある「ごみ・資源量の目標値」を、ごみ種別ごとに示すと以下のとおりとなります。

なお、数値目標の設定にあたっては、次にあげる取組みによる効果を基に推計しました。

### （1）発生抑制・再使用の推進

発生抑制・再使用によりごみ・資源の排出量を平成23年度から毎年度1%ずつ削減。（平成32年度で10%削減。）

### （2）リサイクルの推進

ごみに含まれるリサイクル可能な古紙、びん、缶、ペットボトルのリサイクルを推進。（平成27年度35%、平成32年度70%。）

### （3）事業系ごみの自己処理原則の徹底

事業者の自己処理原則により、事業系区収集ごみの一部を持込ごみに移行。（平成27年度10%、平成32年度20%。）

## ごみ・資源量の目標値（ごみ種別）

単位(t/年)

| 年度  | 家庭系ごみ排出量 |       |       |        | 事業系ごみ排出量 |      |        |        | 合計     | 資源量    |        |        |
|-----|----------|-------|-------|--------|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 可燃ごみ     | 不燃ごみ  | 粗大ごみ  | 小計     | 収集可燃     | 収集不燃 | 持込ごみ   | 小計     |        | 家庭系    | 事業系    | 合計     |
| H21 | 28,211   | 1,651 | 1,360 | 31,222 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 70,864 | 14,380 | 24,399 | 38,779 |
| H22 | 28,330   | 1,658 | 1,366 | 31,354 | 14,072   | 785  | 24,785 | 39,642 | 70,996 | 14,441 | 24,399 | 38,839 |
| H23 | 27,836   | 1,636 | 1,361 | 30,834 | 13,405   | 734  | 24,775 | 38,914 | 69,748 | 14,795 | 24,486 | 39,281 |
| H24 | 27,334   | 1,614 | 1,356 | 30,304 | 12,738   | 684  | 24,765 | 38,186 | 68,491 | 15,152 | 24,574 | 39,726 |
| H25 | 26,823   | 1,592 | 1,350 | 29,766 | 12,071   | 633  | 24,755 | 37,459 | 67,224 | 15,513 | 24,661 | 40,174 |
| H26 | 26,304   | 1,569 | 1,345 | 29,218 | 11,403   | 582  | 24,745 | 36,731 | 65,949 | 15,877 | 24,748 | 40,626 |
| H27 | 25,776   | 1,546 | 1,339 | 28,661 | 10,736   | 531  | 24,735 | 36,003 | 64,664 | 16,245 | 24,836 | 41,081 |
| H28 | 25,137   | 1,516 | 1,328 | 27,981 | 10,069   | 481  | 24,725 | 35,275 | 63,256 | 16,548 | 24,923 | 41,471 |
| H29 | 24,494   | 1,486 | 1,317 | 27,297 | 9,402    | 430  | 24,716 | 34,547 | 61,845 | 16,853 | 25,011 | 41,863 |
| H30 | 23,849   | 1,456 | 1,305 | 26,611 | 8,735    | 379  | 24,706 | 33,820 | 60,430 | 17,159 | 25,098 | 42,257 |
| H31 | 23,201   | 1,426 | 1,294 | 25,921 | 8,068    | 328  | 24,696 | 33,092 | 59,013 | 17,466 | 25,185 | 42,651 |
| H32 | 22,550   | 1,395 | 1,282 | 25,228 | 7,401    | 278  | 24,686 | 32,364 | 57,592 | 17,774 | 25,273 | 43,047 |

## 資料3 国・都などの動向

### 1 循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）

#### （1）概要

「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国が定めた計画です。

平成15年3月に「第1次循環基本計画」が定められ、その後、社会経済情勢の変化を踏まえて見直しを行い、平成20年3月に「第2次循環基本計画」が定められました。

#### （2）改定内容

「第2次循環基本計画」では、循環型社会の形成及び推進にあたっては、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持つこととし、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」や、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の形成に向けた取組みと統合した施策を展開することが重要としています。

#### （3）指標及び数値目標

「第2次循環基本計画」には、循環型社会形成を推進するため、物質フロー指標と取組指標が定められ、それぞれの指標には、目標を設定する指標と推移をモニターする指標が定められています。本計画に関連する指標は次のとおりです。

##### 物質フロー指標（目標を設定する指標）

国全体の循環型社会への到達度を図る指標として、天然資源の採取から、廃棄物の最終処分までを、「入口」、「循環」、「出口」の3つの段階としてとらえ、それぞれの段階において、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」といった物質フロー指標を設定しました。

##### ● 入口

資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量

実績：平成12年度 約26万円/t

目標：平成27年度 42万円/t

- 循環

循環利用率 = 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)

実績：平成 12 年度 約 10%

目標：平成 27 年度 約 14 ~ 15%

- 出口

最終処分量 = 廃棄物最終処分量

実績：平成 12 年度 約 5,600 万 t

目標：平成 27 年度 約 2,300 万 t

#### 取組指標（目標を設定する指標）

国民や事業者など関係主体による循環型社会形成のための手段に関する指標であり、関係主体の取組みに関して平成 27 年度の目標を設定していません。今回、ごみ排出量そのものの減量化に関する目標として、「1 人 1 日あたりのごみ排出量」が新たに設定されました。

- 1 人 1 日あたりのごみ排出量

計画収集量、直接搬入量、集団回収を加えた一般廃棄物の排出量を 1 人 1 日あたりに換算して、平成 12 年度比で約 10% 減を目標とする。

- 家庭から排出するごみの量

1 人 1 日あたりのごみ排出量から集団回収量、資源ごみ等を除いた値  
平成 12 年度比で約 20% 減を目標とする。

- 事業系ごみ排出量

総量について平成 12 年度比で約 20% 減を目標とする。

#### 取組指標（推移をモニターする指標）

国民の取組みの推移をモニターする指標として、新たに設定されました。

- レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）
- 使い捨て商品販売量（輸入割り箸）
- 一般廃棄物リサイクル率
- 集団回収量
- リサイクル取組み上位市町村
- 環境学習・相互交流会の実施回数 など

## 2 ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月）

### （ 1 ）概要

国は、区市町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、平成 5 年に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定しました。

その後、循環基本計画が改定され、循環型社会の形成には低炭素社会・自然共生社会への取組みとの統合などが求められるようになりました。一般廃棄物の処理においても、地域住民への情報開示を行い、住民の理解と協力を得ながら 3 Rを進めることが求められています。

これらの状況を踏まえて、平成 20 年 6 月に、「ごみ処理基本計画策定指針」が改定されました。

### （ 2 ）改定内容

ごみ処理基本計画を策定する際には、一般廃棄物処理事業の 3 R 化のための支援ツールを参考にすること、毎年、P D C A サイクルにより一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うことなどが定められました。

- ごみ処理の評価

- 環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行うこと

- 循環基本計画の指標や目標値に考慮すること

- 地球温暖化防止のための京都議定書目標達成計画を考慮すること

- 標準的な評価項目について比較を行うこと

- 目標値との比較

- 国の目標を基準とした比較

- 全国平均や類似団体平均との比較

- 住民や事業者にわかりやすい方法により公表すること

- 区市町村一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示すること

### （ 3 ）目標値の設定

目標値は次のことを踏まえて設定することとしています。

- 人口、事業活動等の将来予測を踏まえてごみ発生量の将来推計を行うこと

- 実施する政策を踏まえた目標値を設定すること

- 目標達成後のごみの種類別の発生量は施策の効果等を検討した上で予測すること

- 計画期間（5年間）の大まかな実施スケジュールを立てておくことが望ましい

### 3 東京都廃棄物処理計画

#### （1）概要

「東京都廃棄物処理計画」は、東京都が廃棄物行政の基本的な方向を示すために、廃棄物処理法に基づき策定する計画で、「東京都環境基本計画」の個別分野の計画として位置づけられています。計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

#### （2）めざすべき持続可能な循環型社会

めざすべき持続可能な循環型社会として、次のような社会であるとしています。

- 製品の省資源化や長寿命化が進むとともに、できるだけ資源を消費しないライフスタイルが定着している。廃棄物等の発生を抑制する取り組みが進み、経済性と環境への負荷とを勘案したうえで望ましいリユース（再使用）やリサイクルの取り組みが一層推進されている。その結果、温室効果ガスの削減が進み、天然資源の消費量と廃棄物等の排出量の抑制が図られている。
- 不要となって排出された廃棄物については、可能な限り埋立処分量が削減されている。また、処理の過程におけるエネルギー消費量が抑制され、有害物質等の管理も徹底されている。その結果、環境に与える負荷や有害物質等によるリスクが最小限に抑えられた安全で安心できる住み良い生活環境が保たれている。

「東京都廃棄物処理計画」（平成18年）P.3より抜粋

#### （3）一般廃棄物処理に関する主要施策

循環型社会への変革を実現するための柱として「発生抑制・リサイクルの推進」が定められており、一般廃棄物については、次の項目が主要施策として定められています。



- 発生抑制の促進
  - 容器包装廃棄物の発生抑制の促進
  - 家庭ごみの有料化の促進
  - 建物の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制の促進
  - 環境学習の推進
- 一般廃棄物のリサイクルの促進
  - 廃プラスチック類のリサイクル促進
  - 製造事業者等による回収・再資源化等の仕組みづくり
  - 区市町村に対する支援等

#### (4) 計画の改定

東京都では、「東京都廃棄物処理計画」を改定するため、東京都廃棄物審議会に諮問し、平成 23 年 1 月に「東京都廃棄物処理計画の改定について」が答申されました。

答申では、平成 27 年度の一般廃棄物の最終処分量を平成 19 年度比で 60%減とすることを目標とし、主要施策の体系として、現行計画と同様の「3R 施策の促進」、「適正処理の促進」、「静脈ビジネスの発展の促進」の 3 つの柱を掲げています。

また、気候変動の危機と資源の供給制約を背景として、「従来の最終処分量の削減や廃棄物の適正処理を中心とする廃棄物対策から、天然資源採取量や温室効果ガス排出量の観点も含め、持続可能な資源利用を目指した総合的施策へと発展させていく必要がある」としています。

## 4 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画

### (1) 概要

23 区内の廃棄物の中間処理（焼却・破砕等）を行う東京二十三区清掃一部事務組合が、廃棄物処理法に基づき策定する一般廃棄物処理基本計画です。

計画期間は平成 22 年度から平成 32 年度までの 11 年間で、各区・東京都・国の計画等との整合性を図るとともに、東京二十三区清掃一部事務組合の中・長期的な経営方針である「東京二十三区清掃一部事務組合経営計画」の 4 つの柱の一つである、「循環型社会づくりの一翼を担う一組」の具体的な取組みについて定めたものです。

## (2) 基本的な考え方と施策体系

効率的で安定した中間処理施設の運営や整備とともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会形成のための取組みも求められていることから、「循環型ごみ処理システムの推進」を目標とし、次のような施策を定めています。

- 効率的で安定した中間処理体制の確保
  - ごみ受入体制の拡充
  - 安定稼働の確保
  - 中間処理を担う人材の育成
  - 運転管理等業務委託の推進
  - 計画的な施設整備の推進
  - ごみ処理技術の動向の把握
- 環境負荷の低減
  - 環境保全対策
  - 環境マネジメントシステムの活用
- 地球温暖化防止対策の推進
  - 熱エネルギーの一層の有効利用
  - 地球温暖化防止対策への適切な対応
  - その他の環境への取組み
- 資源回収の徹底
  - ごみ処理過程での資源の選別回収
  - 灰処理過程での資源回収
- 最終処分場の延命化
  - 焼却灰の全量処理
  - 破碎処理残さの埋立処分量削減

## 資料4 排出実態調査の結果

区のごみ・資源の排出状況等を把握するため、以下の調査を実施し、本計画策定の基礎資料としました。

### 1 調査概要

#### (1) 文京区家庭ごみ排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみについて、1人1日あたりの排出量(排出原単位)を把握するための調査を実施しました。

・調査期間 平成21年6月15日～平成21年6月25日(8日間)

・調査方法

調査員を可燃ごみ収集日にごみ集積所に配置し、世帯人数と何日分のごみかを聞き取り、そのごみの重量を測定しました。また、若年単身世帯のごみの排出状況を把握するため、ワンルームマンションを対象に別途調査を実施しました。調査終了後、調査データの分析を行い、家庭ごみの平均的な排出原単位を推計しました。

・調査サンプル数 655世帯分

#### (2) 文京区家庭ごみ組成分析調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成割合を明らかにし、分別協力率や資源の混入状況を把握するための調査を実施しました。

・調査期間 平成21年6月15日～平成21年6月20日(6日間)

・調査方法

地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内15の地域を調査対象地域とし、収集した可燃ごみ及び不燃ごみについて、内容物を品目別に分類し品目ごとに重量を測定する等の調査を実施しました。調査終了後、調査データの分析を行いました。

・調査サンプル量

可燃ごみ 1,132.82kg 不燃ごみ 467.29kg 計 1,600.11kg

#### (3) 文京区ごみ・資源に関する区民アンケート調査

文京区民のごみや資源の処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組み状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

・調査期間 平成21年8月

- ・調査対象 無作為抽出した区内 1,000 世帯
- ・調査方法  
郵送により調査票の送付及び回収を行いました。回収後、コンピューターによる集計分析等を行いました。
- ・有効回収率 44.1%

#### (4) 文京区ごみ・資源に関する事業所アンケート調査

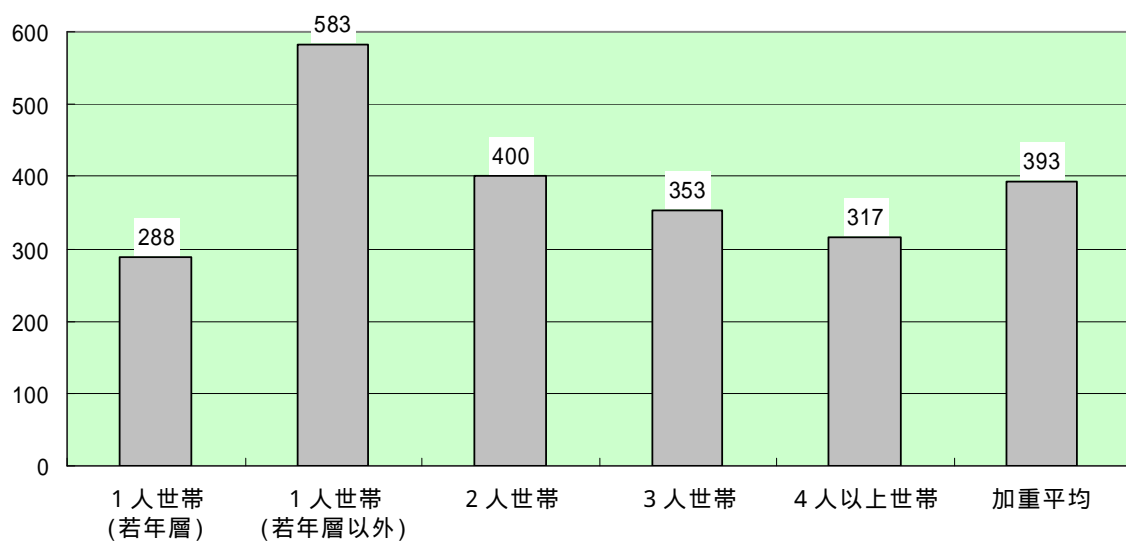
文京区内の事業所から発生するごみ・資源の量及び処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組み状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- ・調査期間 平成 21 年 7 月～8 月
- ・調査対象 業種別・従業員規模別に分けて抽出した区内 2,000 事業所
- ・調査方法  
郵送により調査票の送付及び回収を行いました。回収後、コンピューターによる集計分析等を行いました。
- ・有効回収率 45.0%

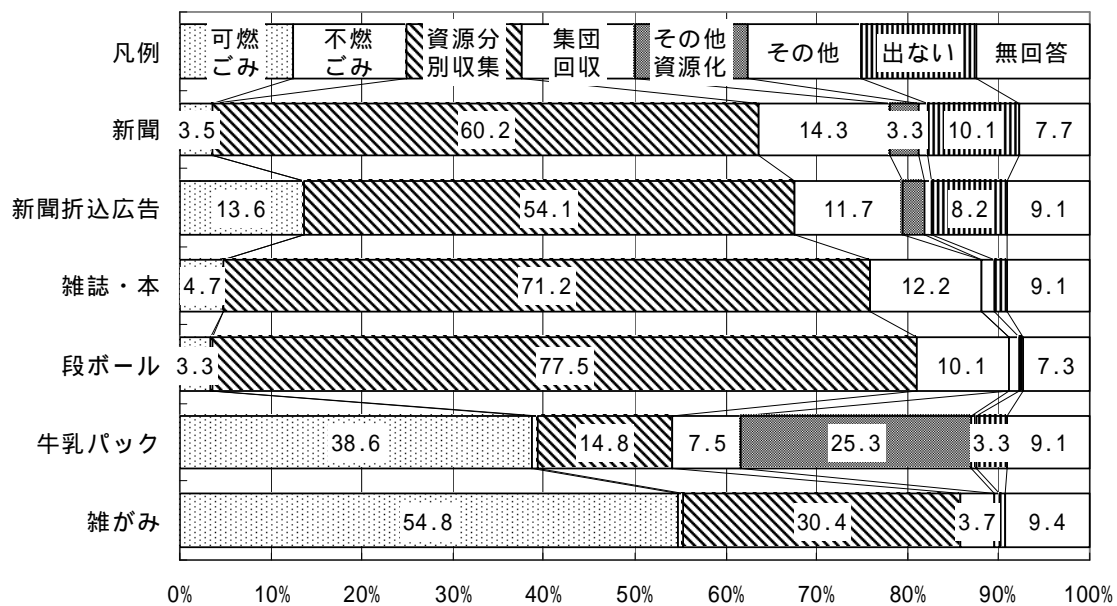
## 2 各調査結果（抜粋）

### 可燃ごみの 1 人 1 日あたりの量（排出原単位）

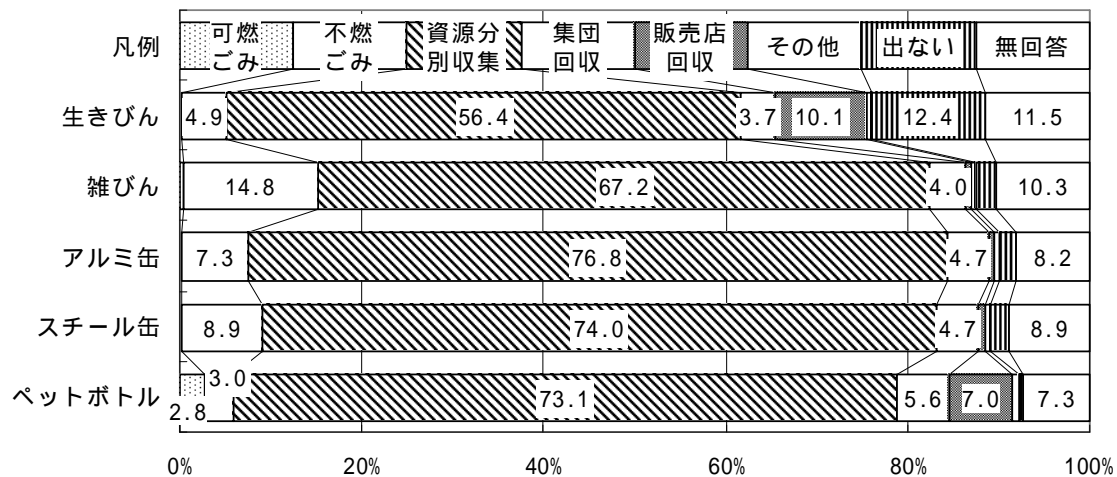
(g/人日)



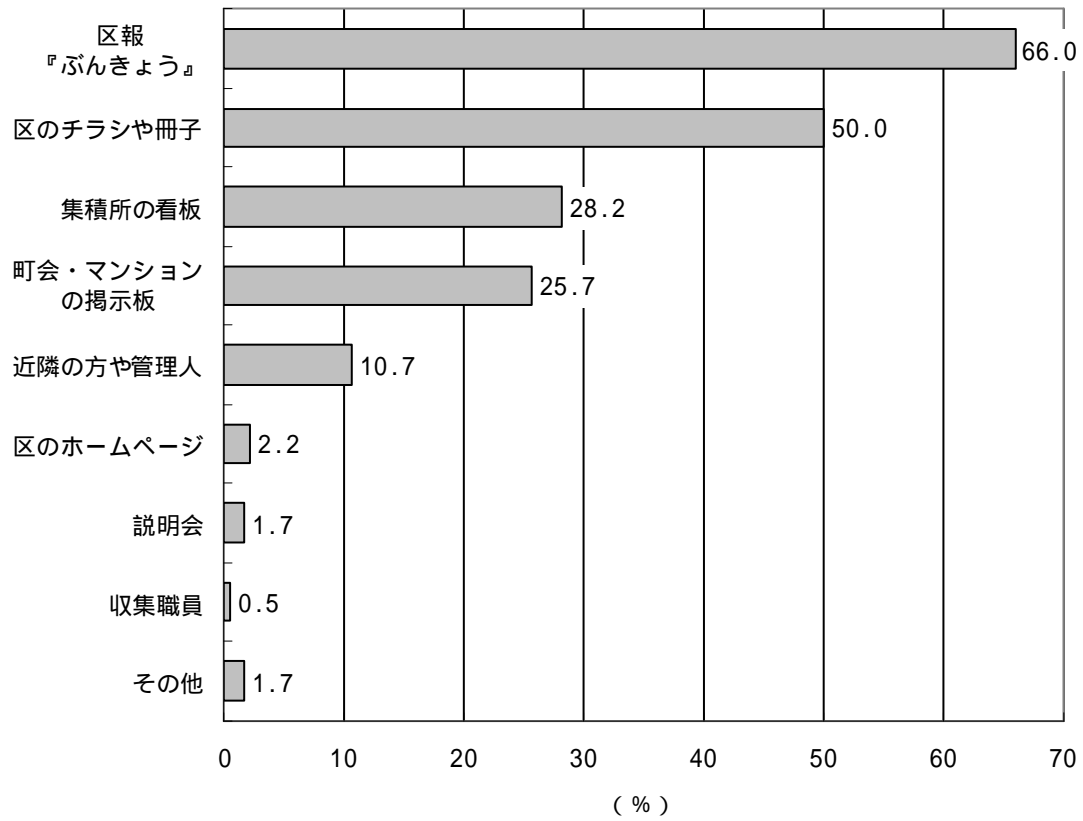
### 区民アンケート調査：紙類の処理方法



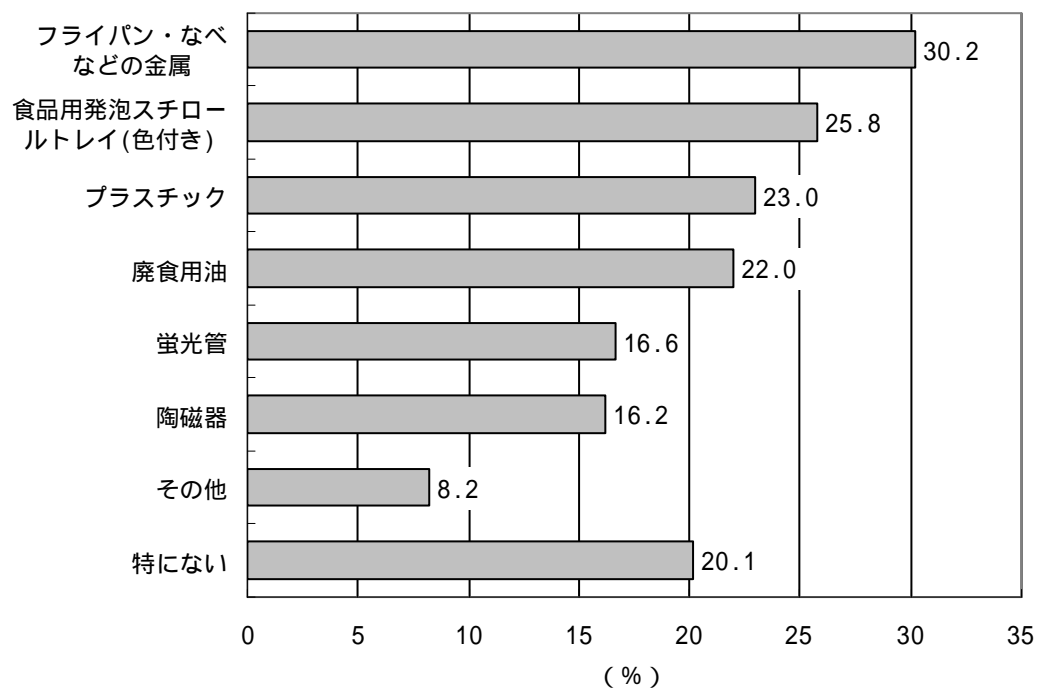
### 区民アンケート調査：びん・缶・ペットボトルの処理方法



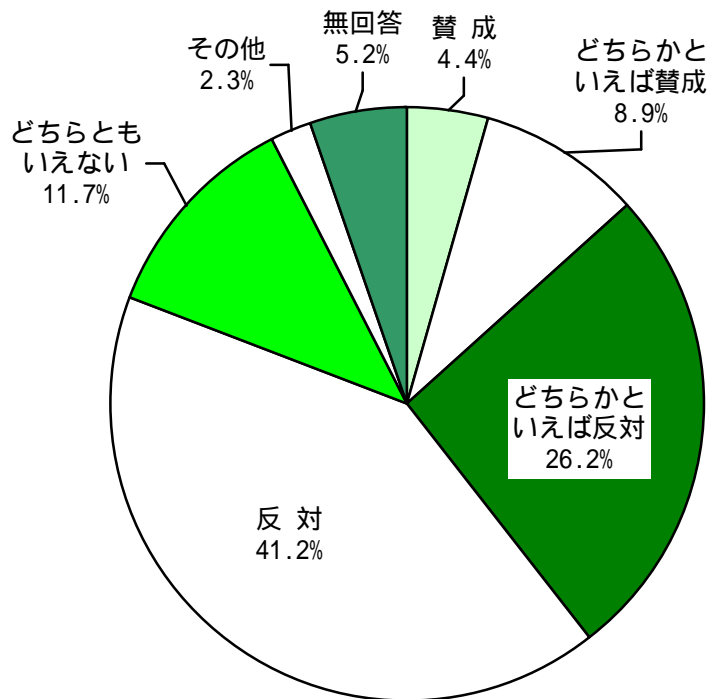
### 区民アンケート調査：分別変更を知った媒体



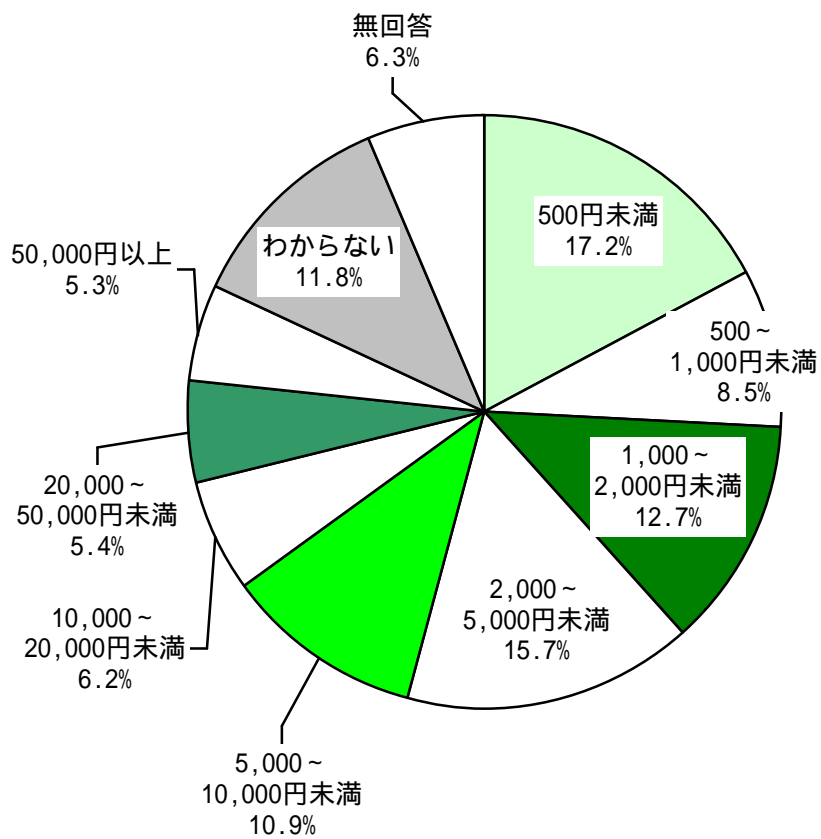
### 区民アンケート調査：資源として収集したほうがよいと思うもの



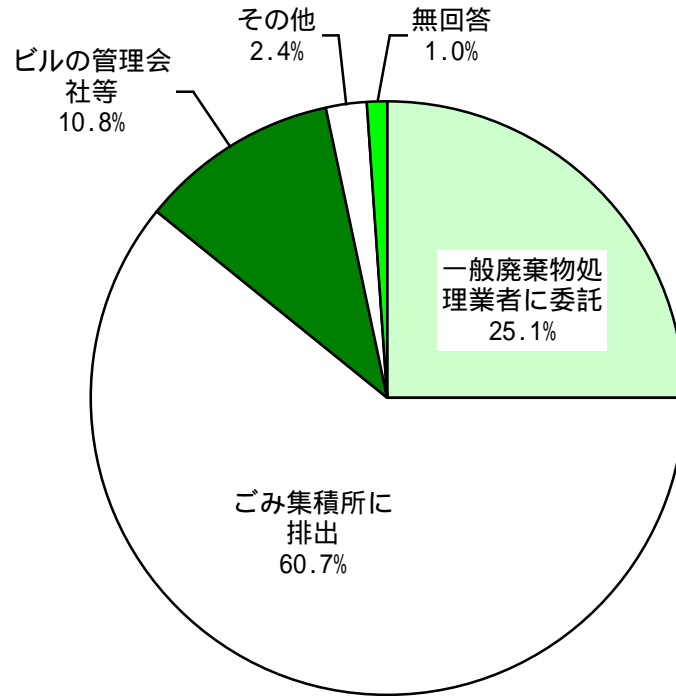
区民アンケート調査：家庭ごみ有料化への賛否



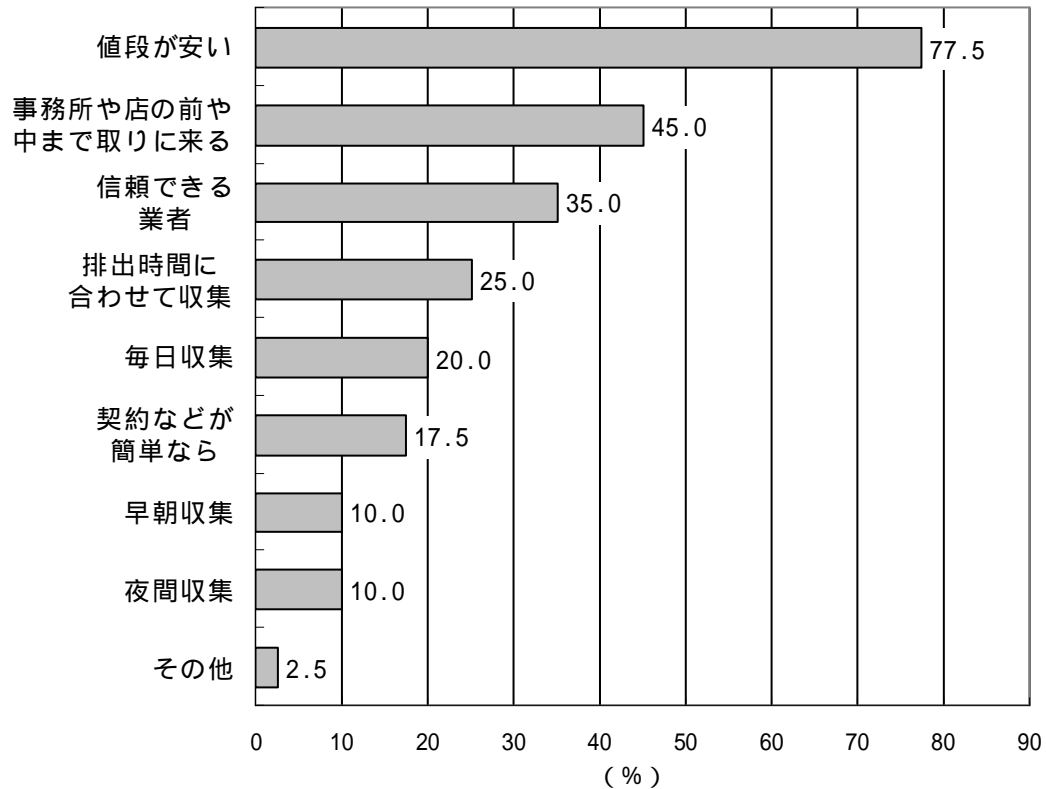
事業所アンケート調査：1か月当たりのごみ処理費用



事業所アンケート調査：一般廃棄物処理業者への委託の有無

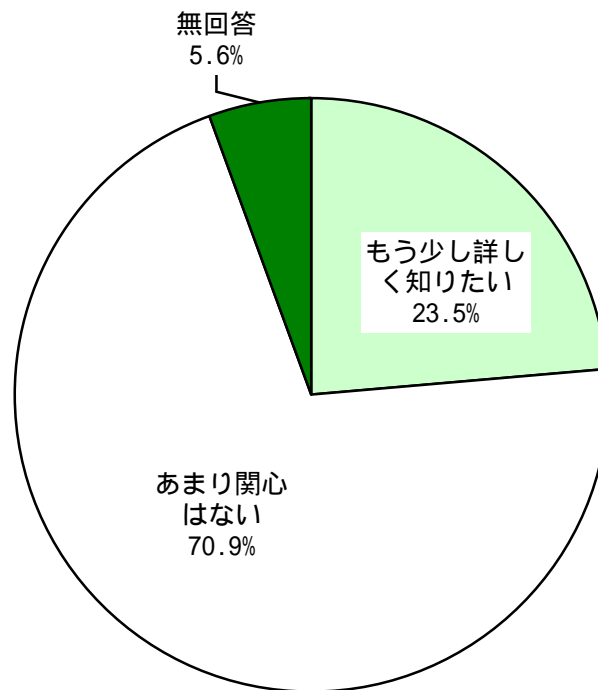


事業所アンケート調査：一般廃棄物処理業者への委託条件

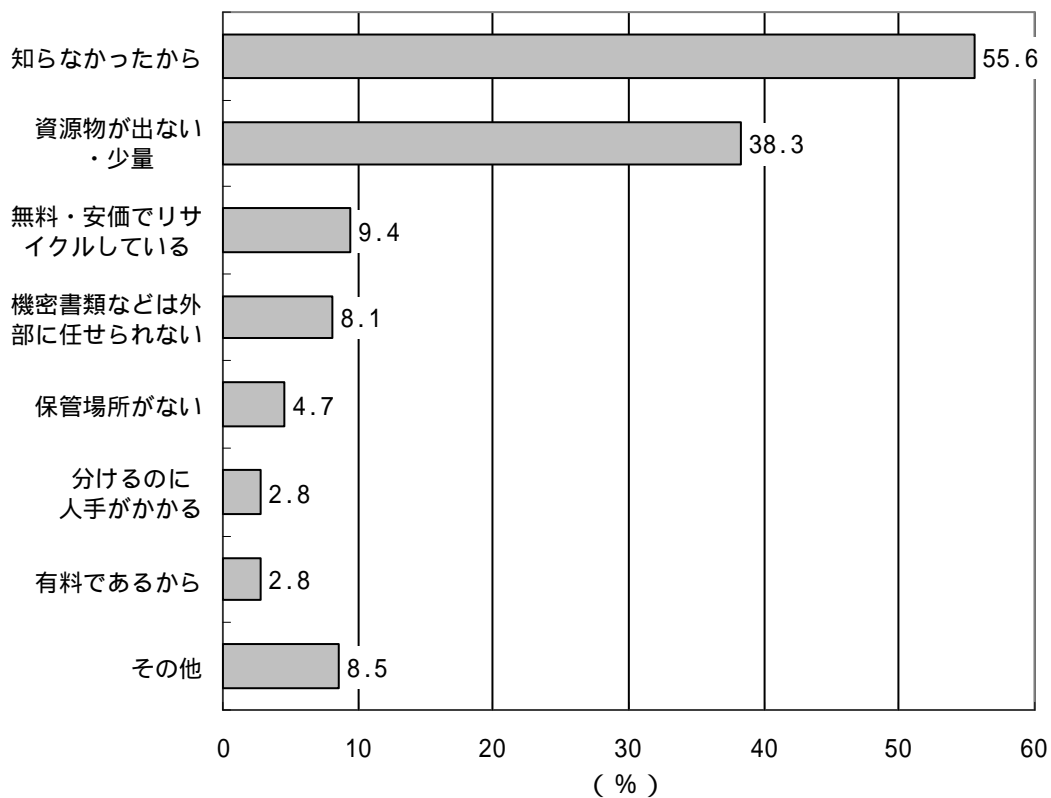




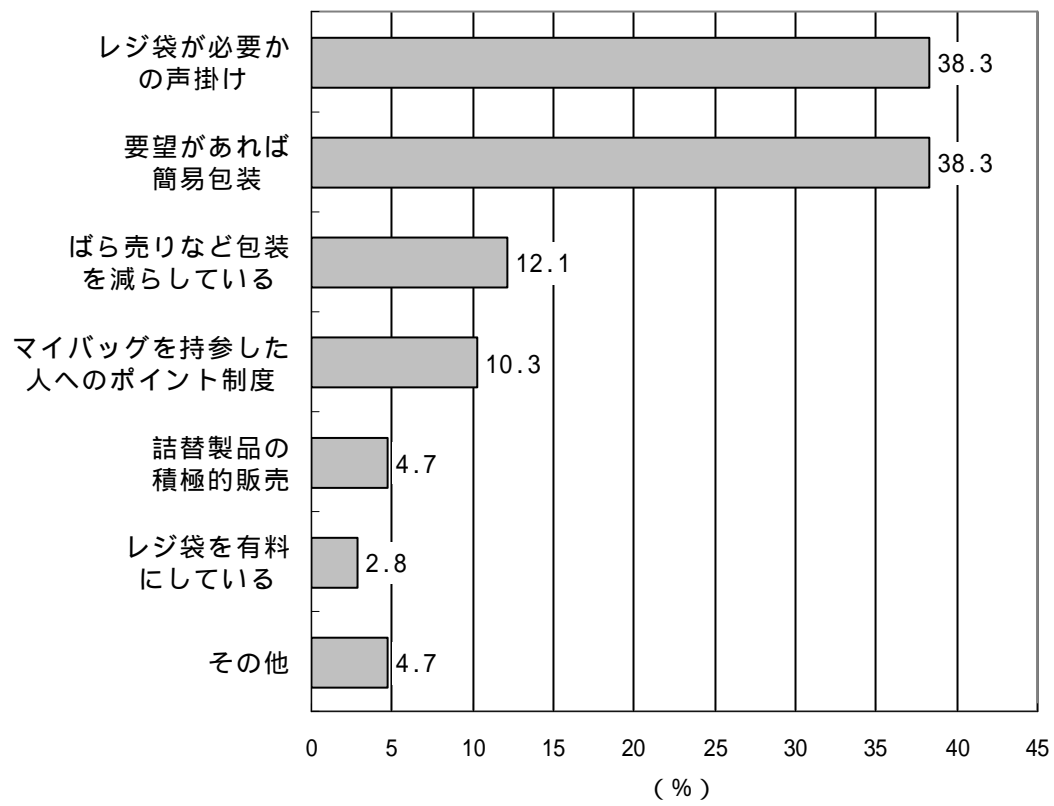
事業所アンケート調査：R（リ）サークルオフィス文京への関心



事業所アンケート調査：R（リ）サークルオフィス文京への不参加理由



## 事業所アンケート調査：簡易包装やレジ袋削減の取組み



資料5 文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿

委員任期:平成20年12月17日から平成22年12月16日

|    | 区分                 | 氏名       | ふりがな   | 所属団体等  |
|----|--------------------|----------|--|--|
| 1  | 学識経験者              | 松本 安生    | まつもと やすお   | 神奈川大学人間科学部人間科学科 教授   |
| 2  |                    | 原嶋 洋平    | はらしま ようへい  | 拓殖大学国際学部 教授  |
| 3  |                    | 片野 洋平    | かたの ようへい   | 鳥取大学農学部生物資源環境学科 助教   |
| 4  | 区内関係団体・大規模事業者の推薦委員 | 浅利 幹郎    | あさり みきお  | 文京区町会連合会副会長  |
| 5  |                    | 荒尾 良     | あらお りょう  | 文京区女性団体連絡会広報部長   |
| 6  |                    | 吉川 美知子   | よしかわ みちこ   | 文京区リサイクル事業協同組合理事長  |
| 7  |                    | 真下 芳隆    | ましも よしたか   | 東京商工会議所文京支部不動産分科会副分会長                                      |
| 8  |                    | 高橋 輝久    | たかはし てるひさ  | 東京青年会議所文京地区委員会書記幹事   |
| 9  |                    | 大屋 喜代子   | おおや きよこ  | 文京区商店街連合会常任理事  |
| 10 |                    | 中島 和子    | なかじま かずこ   | 文京区消費者団体連絡会  |
| 11 |                    | 榎本 礼治    | えのもと れいじ   | ステージエコ実行委員会実行委員長   |
| 12 |                    | 和田 真澄    | わだ ますみ   | リサイクルイン文京会長  |
| 13 |                    | 田中 憲司    | たなか けんじ  | 株式会社東京ドーム総務部   |
| 14 |                    | 横山 道子    | よこやま みちこ   | 東京大学助教 環境安全研究センター  |
| 15 |                    | 町田 直樹    | まちだ なおき  | 文京区立小学校PTA連合会副会長(平成21年10月29日まで)                            |
|    |                    | 村田 容常    | むらた まさつね   | 文京区立小学校PTA連合会理事<br>(平成21年10月30日～平成22年7月15日まで)              |
|    |                    | 奥村 亜由子   | おくむら あゆこ   | 文京区立小学校PTA連合会理事(平成22年7月16日より)                              |
| 16 |                    | 茂木 宣夫    | もぎ のぶお   | 文京区立中学校PTA連合会代議員(平成22年5月13日まで)                             |
|    |                    | 田中 浩美    | たなか ひろみ  | 文京区立中学校PTA連合会代議員(平成22年5月14日より)                             |
| 17 | 公募委員               | 相澤 叶子    | あいざわ かのこ   |  |
| 18 |                    | 稲葉 浅治    | いなば あさじ  |  |
| 19 |                    | 遠藤 住子    | えんどう すみこ   |  |
| 20 |                    | 松本 美智子   | まつもと みちこ   |  |
| 21 |                    | 吉羽 徹男    | よしば てつお  |  |
| 22 | 臨時委員               | 増原 直樹    | ますはら なおき   | 環境自治体会議環境政策研究所 研究員<br>法政大学地域研究センター 客員研究員<br>(平成22年1月22日より) |
| 23 | 幹事                 | 大角 保廣    | おおすみ やすひろ  | 資源環境部長(平成21年3月31日まで)                                       |
|    |                    | 小須田 喜則   | こすた よしのり   | 資源環境部長(平成21年4月1日～平成22年3月31日まで)                             |
|    |                    | 三縄 毅     | みなわ たけし  | 資源環境部長(平成22年4月1日より)  |
| 24 |                    | 鈴木 健之    | すずき たけゆき   | 文京清掃事務所長(平成21年4月1日～平成22年3月31日まで)                           |
|    |                    | 田中 邦彦    | たなか くにひこ   | 文京清掃事務所長(平成22年4月1日より)                                      |
| 25 |                    | 三木 康次    | みき こうじ   | リサイクル清掃課長(平成21年3月31日まで)                                    |
|    | 山崎 克己              | やまざき かつみ | 文京清掃事務所長(平成21年3月31日まで)<br>リサイクル清掃課長(平成21年4月1日より) |  |

会長 職務代理者

## 資料6 計画の策定経過について

| 回            | 開催日                | 主な議題   |
|--------------|--------------------|--|
| 第1回<br>審議会   | 平成21年<br>1月23日(金)  | 区長からの諮問<br>廃棄物リサイクル行政の動向及び関連資料について   |
| 第2回<br>審議会   | 平成21年<br>7月2日(木)   | 施設見学会  |
| 第1回<br>部会    | 平成21年<br>10月2日(金)  | 平成21年度審議会での検討事項について<br>国の指標等の整理について<br>基礎調査報告について  |
| 第2回<br>部会    | 平成21年<br>10月16日(金) | 「モノ・プラン文京」計画事業の進捗状況について<br>「モノ・プラン文京」のモノフローの推計について   |
| 第3回<br>審議会   | 平成21年<br>10月30日(金) | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・基礎調査報告について<br>・「モノ・プラン文京」の進捗状況について  |
| 第3回<br>部会    | 平成21年<br>11月27日(金) | 新たな一般廃棄物処理基本計画の基本理念・基本方針について<br>新たな一般廃棄物処理基本計画の目標について  |
| 第4回<br>審議会   | 平成21年<br>12月18日(金) | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・新たな一般廃棄物処理基本計画について<br>(基本理念・基本方針、計画の目標等)<br>・分野別部会について  |
| 第4回<br>部会    | 平成22年<br>1月22日(金)  | 新たな一般廃棄物処理基本計画について<br>分野別部会の検討事項について   |
| 第5回<br>審議会   | 平成22年<br>2月15日(月)  | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・新たな一般廃棄物処理基本計画について<br>・分野別部会の検討事項について   |
| 第1回<br>家庭系部会 | 平成22年<br>3月1日(月)   | 家庭系部会の進め方について<br>区民が取り組む3Rについて<br>・各家庭への最新の情報提供<br>・発生抑制につながるキャンペーンの検討<br>・自主的な取り組みを行っている組織との連携・協働の検討  |
| 第1回<br>事業系部会 | 平成22年<br>3月8日(月)   | 事業系部会の進め方について<br>事業用大規模建築物の対象拡大について<br>・建築規模 3,000 m <sup>2</sup> 以上から 1,000 m <sup>2</sup> 又は 2,000 m <sup>2</sup> 以上への拡大<br>大規模事業所のごみ減量の方策について |
| 第2回<br>家庭系部会 | 平成22年<br>3月15日(月)  | 集団回収の拡充の方策について<br>・古紙3品目(新聞・雑誌(雑がみ含む)・段ボール)の取り組み強化<br>・未実施町会及びマンションへの働きかけ<br>家庭ごみ有料化について   |

| 回             | 開催日  | 主な議題   |
|---------------|--|--|
| 第2回<br>事業系部会  | 平成22年<br>3月30日(月)                                      | 文京区小規模事業所対策について<br>事業所を活用した区民向けの普及啓発について<br>・マイバッグ持参やレジ袋削減の呼びかけ<br>・再生品の積極的な販売等                        |
| 第3回<br>家庭系部会  | 平成22年<br>4月23日(金)                                      | 集積所・拠点回収の拡充について<br>・回収拠点、回収品目の検討<br>・プラスチック製容器包装の分別収集のあり方  |
| 第4回<br>家庭系部会  | 平成22年<br>5月14日(金)                                      | 第3回家庭系部会のまとめについて<br>区の普及啓発・区民協働の状況について<br>普及啓発・区民協働の今後の方向性について   |
| 合同部会          | 平成22年<br>6月18日(金)                                      | 家庭系部会のまとめについて<br>事業系部会のまとめについて<br>中間のまとめの素案について  |
| 第6回<br>審議会    | 平成22年<br>7月16日(金)                                      | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・家庭系部会のまとめについて<br>・事業系部会のまとめについて<br>・中間のまとめ素案について<br>文京区分別収集計画について                 |
| 第7回<br>審議会    | 平成22年<br>8月5日(木)                                       | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・家庭系部会のまとめについて<br>・事業系部会のまとめについて<br>・中間のまとめ素案について                                  |
| パブリック<br>コメント | 平成22年<br>9月21日(火)<br>～10月20日<br>(水)                    | 提出意見 2件  |
| 区民説明会         | 第1回：<br>平成22年<br>9月22日(水)<br>第2回：<br>平成22年<br>10月2日(土) | 参加人数 28名   |
| 第8回<br>審議会    | 平成22年<br>10月29日(金)                                     | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・「中間のまとめ」パブリックコメント及び区民説明<br>会の実施結果について<br>平成21年度ごみと資源の流れ及び将来推計につ<br>いて<br>最終答申に向けて |
| 第9回<br>審議会    | 平成22年<br>11月30日(火)                                     | 「モノ・プラン文京」改定について<br>・「中間のまとめ」パブリックコメント及び区民説明<br>会における意見への対応について<br>・最終答申(案)について                        |
| 答申提出          | 平成23年<br>1月14日(金)                                      | 区長への答申提出   |

## 資料7 語句の説明

### 【ア】

- 一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針  
一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を目的として国が策定したガイドライン。
- 一般廃棄物処理計画  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により、区市町村に策定を義務づけられた、当該区市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

### 【カ】

- 家電リサイクル法  
「特定家庭用機器再商品化法」の略で、家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵（冷凍）庫について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務づけた法律。平成10年5月制定。
- 環境負荷  
人が環境に与える負担を指す。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。
- 基本構想  
地方自治体が事務処理を進めるために最も基本とする計画。  
地方自治法第2条第4項で、「事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されている。  
本区においては、前基本構想の策定から10年近くが経過し、社会状況が大きく変化したことなどから、平成22年6月に「文京区基本構想 歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」を策定した。
- コンポスト  
生ごみや下水汚泥、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。

## 【サ】

- 最終処分  
ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後、焼却等の中間処理を経て最終処分される。最終処分のほとんどは埋立処分によって行われている。また、埋立処分を行う施設を最終処分場という。
- 再利用計画書  
「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第 19 条第 3 項において、床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者に対し毎年作成を義務づけている、事業系廃棄物の品目別の発生量、再利用率、廃棄量等についての計画のこと。
- 雑がみ  
古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの。具体的には、投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などを指す。
- サーマルリサイクル  
清掃工場等でごみを燃やし、その際に発生する熱を発電その他のエネルギーとして利用することをいう。「熱回収」ともいわれる。東京二十三区清掃一部事務組合のすべての清掃工場は、ごみ発電を行っている。
- 産業別リサイクル  
区内の印刷業・製本業を営んでいる事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステム。現在は、回収業者が無料で回収を行っている。区は、印刷製本組合に回収資材（回収袋）の支援を行っている。
- 事業用大規模建築物  
「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第 4 条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を指す。
- 資源有効利用促進法  
資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。  
同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用すべき業種など 7 項目について、業種や製品を具体的に指定している。
- 集団回収  
10 世帯以上の区民で構成されるグループ（実践団体）で家庭から出る資源を集めて、民間の資源回収業者へ引き渡す、自主的な資源回収システム。

- 浄化槽汚泥  
微生物を使い汚水を浄化する機器を浄化槽といい、汚水を処理した後に浄化槽に集積する残さを浄化槽汚泥という。
- 食品リサイクル法  
「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年制定)の略。食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律。平成 19 年の改正により、小売業などの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組みの円滑化措置が講じられた。
- 除籍図書  
除籍基準に基づき処理され、図書館の蔵書ではなくなった資料。

## 【タ】

- 中間処理  
収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破碎、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。
- 適正処理困難物  
区市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難であるとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて環境大臣が指定したもの。現在のところ、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの 4 品目が指定されている。
- 東京二十三区清掃一部事務組合  
清掃工場等の整備・管理・運営など中間処理について、23 区が共同処理することを目的として、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 年 4 月に設立された組織。

## 【ハ】

- 廃棄物管理責任者  
「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第 19 条第 2 項により、事業用大規模建築物の所有者が選任する事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当する者。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。1970 年に、従来「清掃法」(1954)を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。



- ビルピット汚泥  
建物内で発生した廃水をいったん地下に設けた排水槽(ビルピット)に受けてから下水道に放流する構造の建物がある。ビルピット汚泥とは、ビルピット底部に沈殿した泥状の廃棄物である。
- ふれあい指導  
清掃事務所、区民及び事業者との間で、リサイクル及び清掃事業に係る問題についての対話を活発化し、ごみ分別の徹底、減量や適正排出等について、区民及び事業者に一層の理解と協力を得るため、清掃事務所においてふれあい指導班を設置し、巡回指導を行っている。
- 文京区グリーン購入指針  
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、環境に配慮した物品の調達(グリーン購入)の推進を図るため、区の調達の基本原則などを定めた方針。

## 【マ】

- ミックスペーパー  
現在は雑がみとしての回収の対象とならない、レシート等の感熱紙やカーボン紙、ビニールコート紙などを指す。
- モノ配慮社会  
ごみばかりでなく、ごみになる前の状態を「モノ」としてとらえ、より一層「モノ」について考え、「配慮」する社会のこと。平成12年に策定した「モノ・プラン2000文京」において最初に提案した概念。

## 【ヤ】

- 容器包装リサイクル法  
容器包装廃棄物のリサイクルを製造者に義務づけた法律として、平成7年に制定。消費者は分別排出、区市町村は分別収集、事業者は再商品化という3者の役割分担により容器包装のリサイクルを推進する。

## 【ラ】

- Rサークルオフィス文京  
文京区リサイクル事業協同組合(文京区内で資源回収に携わる6社で構成された協同組合)が事業所から出される資源を回収するシステム。その処理料金は区の収集よりも安価である。

文京区一般廃棄物処理基本計画  
(平成23年度～平成32年度)

平成23年3月

発行：文京区資源環境部リサイクル清掃課

東京都文京区春日1-16-21

電話：03-3812-7111(代表)

URL：<http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号：H0210028

有償頒布価格：420円

本書は再生紙を利用しています。